

はじめに

近年、少子化、核家族化の進行や社会環境の変化の中で、家族や地域を取り巻く環境は大きく変化し、子育ての負担感や不安感が増大しており、今まで以上に子育て環境の充実が求められております。また、国においては、子育て支援を社会保障の一つとして位置づけ、重点的な取組を推進していく必要があると考え、新たな制度の構築を打ち出してきたところであります。

こうした背景から、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、市町村において新たな子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。この3法では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされています。

本町においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度から平成21年度までを計画期間として、「鬼北町次世代育成支援地域行動計画」を、その後平成22年度から平成26年度までを計画期間とした「鬼北町次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、「子どもはまちの宝 みんなで育てよう 明るい未来のある子ども」を基本理念に、地域社会全体で子育てができる環境づくりに向け取り組んできたところです。

この次世代育成支援地域行動計画等を踏まえ、地域の子ども・子育て支援施策を具体的かつ総合的に推進するべく「鬼北町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。今後は、この計画に盛り込まれた施策を具現化するべく、町民の皆様のご理解ご協力を得ながら家庭、学校、地域社会や関係機関と連携をして子育て支援を進めていきたいと考えております。

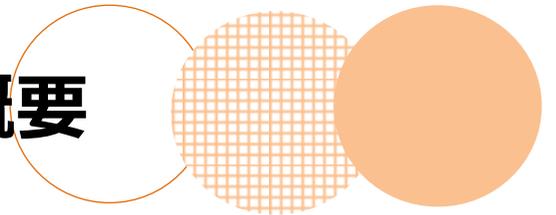
最後に、本計画の策定にあたりまして、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」にご協力をいただきました保護者の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言を賜りました「鬼北町子ども・子育て会議」の委員の皆様方に心からお礼を申し上げますご挨拶といたします。

鬼北町長 甲 岡 秀 文

目次

第1章 計画策定の概要	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	2
第2節 子ども・子育てを取り巻く国の動き	3
第3節 計画の法的根拠と位置づけ	4
第4節 計画の期間	4
第5節 計画の策定体制	4
第2章 鬼北町の現状	5
第1節 統計による鬼北町の状況	6
第2節 子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査	11
第3節 前回計画の評価	21
第3章 本計画の考え方	23
第1節 計画の基本理念	24
第2節 基本的な視点	25
第3節 基本目標	26
第4節 施策体系	28
第4章 施策の展開	29
第1節 幼児期の学校教育・保育の充実	30
第2節 子どもや母親の健康の確保及び推進	40
第3節 子育てを支援する生活環境の整備	46
第4節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	48
第5節 職業生活と家庭生活との両立の推進	52
第6節 子どもの安全の確保	54
第7節 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	56
第5章 推進体制	59
第1節 鬼北町内での役割分担	60
第6章 資料編	63
第1節 鬼北町子ども・子育て会議条例	64
第2節 鬼北町子ども・子育て会議委員名簿	66

第1章 計画策定の概要



第1節 計画策定の背景と趣旨

我が国においては、急速な少子化・核家族化の進行、地域社会の活力の低下、都市化の進展、就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことはますます重要となっています。

特に、少子化の進行については、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きがみられ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

このような状況を背景に、平成24年8月には「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、これら法律に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月から施行されます。

なお、『子ども・子育て支援新制度』は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の3つの目的を掲げています。

『子ども・子育て支援新制度』の3つの目的

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

この新制度を施行するにあたり、子ども・子育て支援法では、すべての自治体に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務づけています。

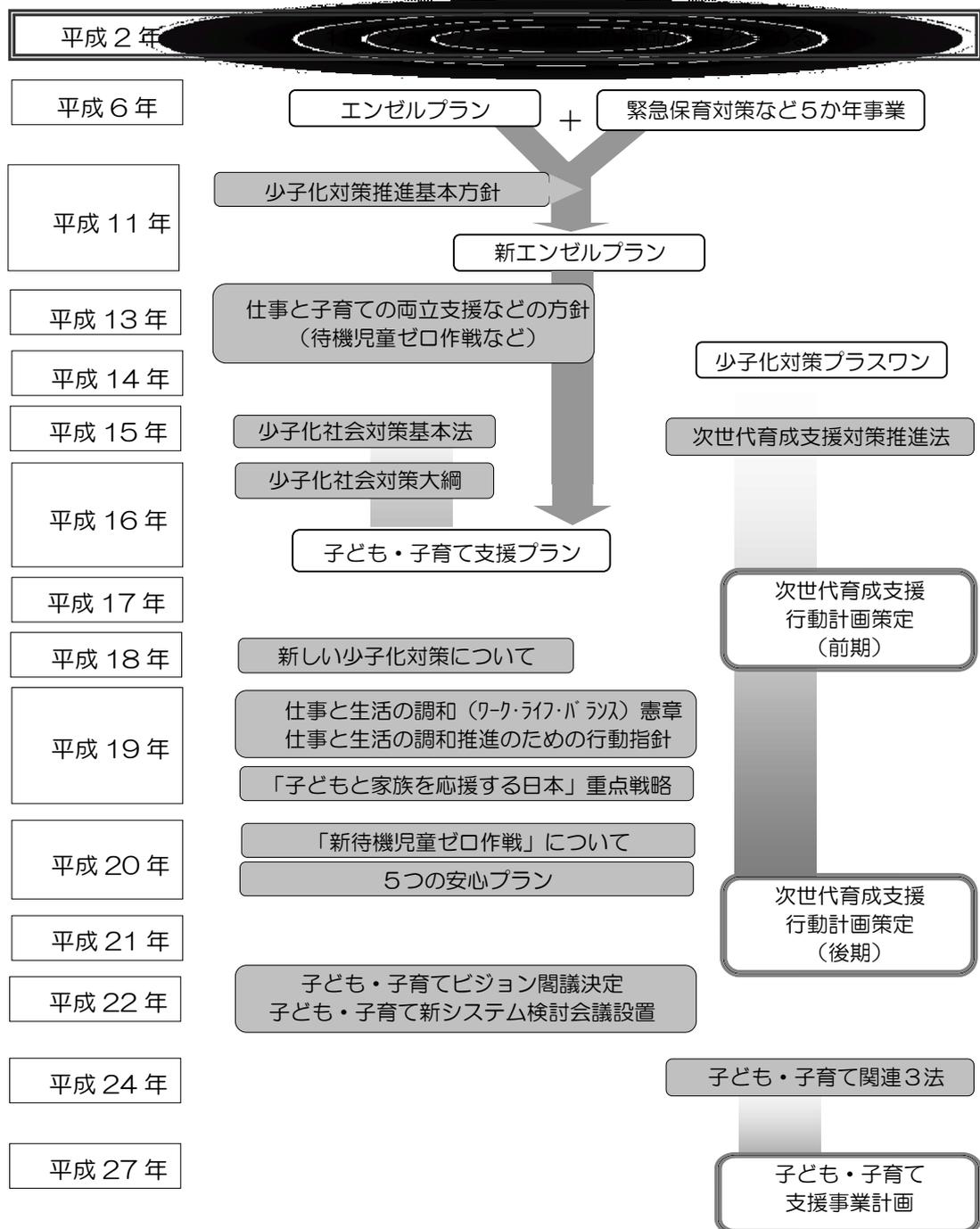
鬼北町では、平成21年度に「鬼北町次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、住民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、本町においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

第2節 子ども・子育てを取り巻く国の動き

我が国ではこれまで、子ども・子育てに関するさまざまな取組が進められてきました。

平成17年には、次世代育成支援対策推進法（平成15年）に基づいて「次世代育成支援行動計画」が策定されましたが、今回は「子ども・子育て関連3法」（平成24年）に基づき、より子ども・子育て支援に主眼を置いた子ども・子育て支援事業計画を策定することになりました。



第3節 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく鬼北町子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深くかかわりを持つため、次世代育成支援法に基づく「鬼北町次世代育成支援地域行動計画」の考え方を継承するものとなります。

また、本計画は、上位計画である鬼北町長期総合計画や、その他関連計画、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

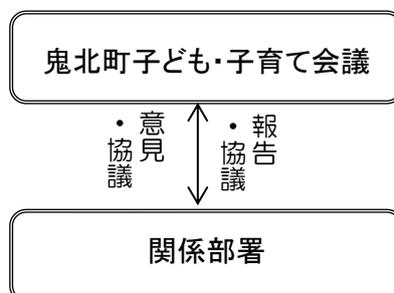
第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

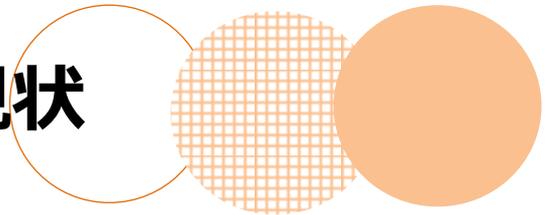
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	鬼北町子ども・子育て支援事業計画（本計画）							
					評価・次期計画策定	次期計画（平成32年度～）		

第5節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、鬼北町子ども・子育て会議を設置し、有識者や教育・保育の関係者、住民などの意見を踏まえ策定・検討しました。また、重要事項の各協議については、関係部署と連携し、子ども・子育て会議との調整・連携を図りました。



第2章 鬼北町の現状

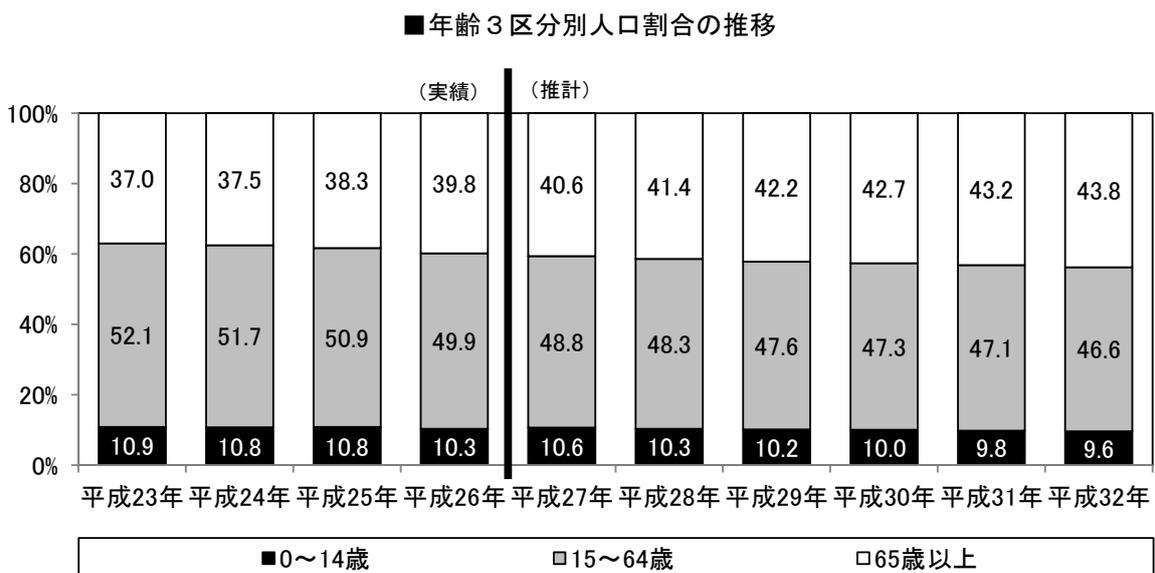
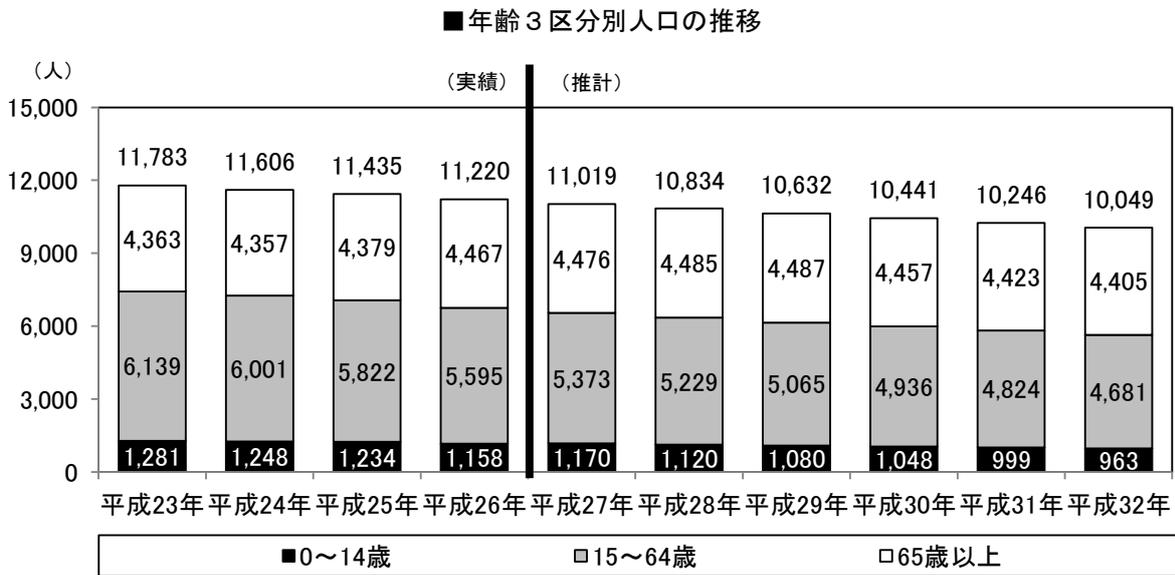


第1節 統計による鬼北町の状況

(1)人口の状況

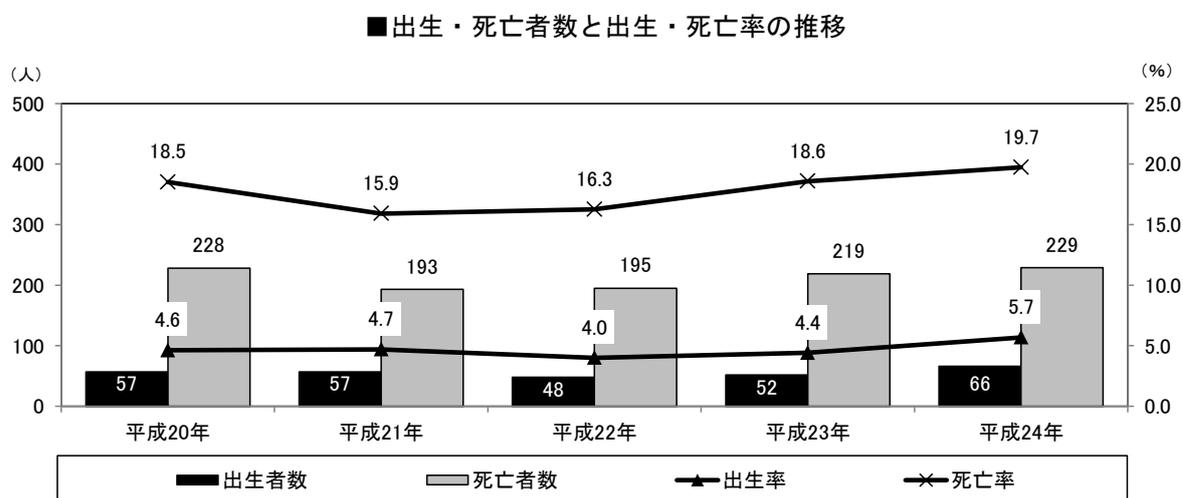
鬼北町の人口は、年々減少傾向にあり、平成23年に11,783人だった人口が、平成32年には10,049人になると予想されます。

人口割合をみると、0～14歳人口は平成23年に10.9%となっていますが、平成32年には9.6%と、10年間で1.3%（318人）減少する見込みとなっています。



(2) 出生・死亡の状況

平成 20 年から平成 24 年までの出生・死亡の状況をみると、死亡者数・死亡率が出生者数・出生率を上回って推移しています。

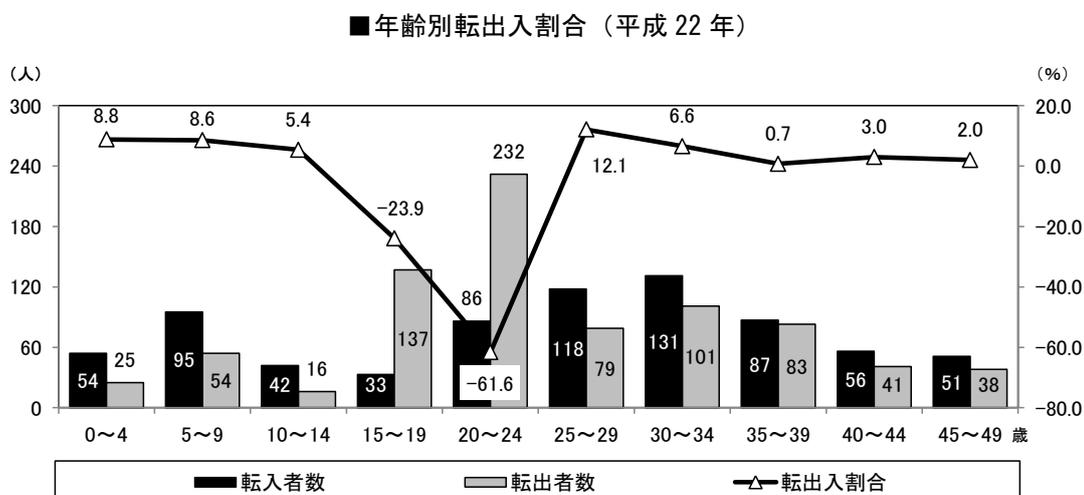


資料：人口動態調査

(3) 転入・転出の状況

平成 22 年の社会増減をみると、年少人口（0～14 歳）では転入者数が転出者数を上回り、また、25～29 歳以上の子育て世代でも転入者数が転出者数を上回っており、結婚や出産を機に、住宅支援策を進める本町に移り住んできている人がいることがうかがえます。

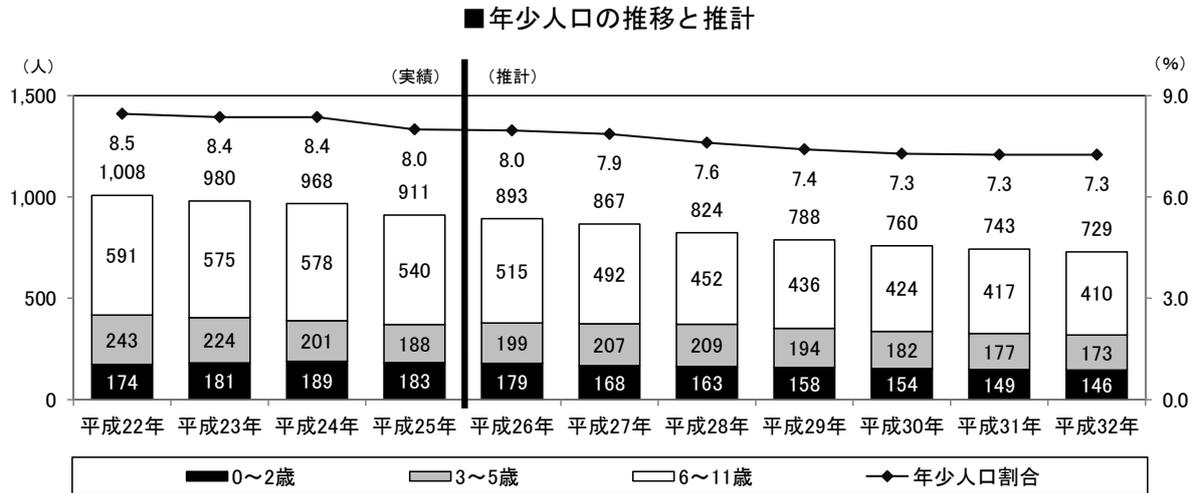
一方で、15～19 歳と 20～24 歳の年齢層においては転出入割合がマイナスとなっており、進学や就職を機に本町から転出している人が多くなっていることがうかがえます。



資料：国勢調査

(4) 児童の推移と推計

0～11歳の児童の推移をみると、平成22年から平成32年にかけて0～2歳では28人、3～5歳では70人、6～11歳では181人が減少する見込みとなっており、年少人口（0～14歳）の転入者数が増加していても、児童の人口は減る見込みとなっています。

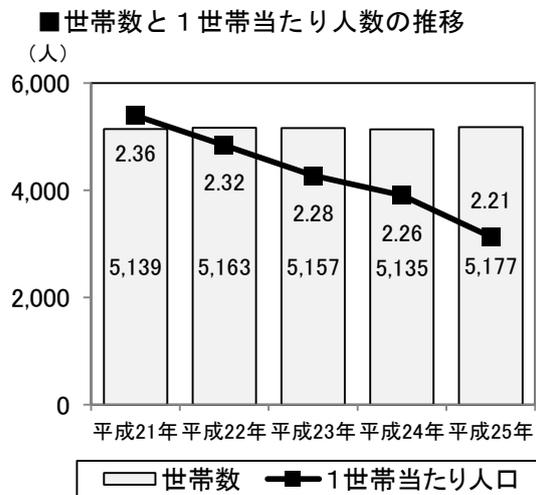


資料：平成22年～平成25年実績は鬼北町町民課データ、平成26年～平成32年推計はコーホート変化率法により算出

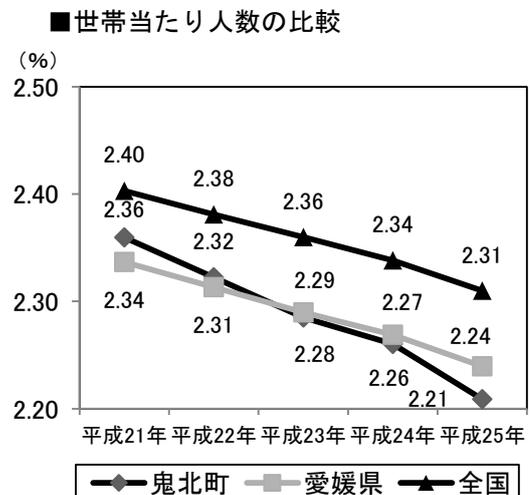
(5) 世帯の状況

世帯数と1世帯当たり人数の推移をみると、世帯数は平成21年から平成25年まではほぼ横ばいとなっていますが、人口が減少しているため、1世帯当たり人数は減少し続けています。

世帯当たり人数を全国や愛媛県と比較すると、本町は愛媛県とほぼ同じように減少して推移しており、世帯規模の縮小が全国平均よりも進んでいることがわかります。



資料：住民基本台帳



資料：住民基本台帳

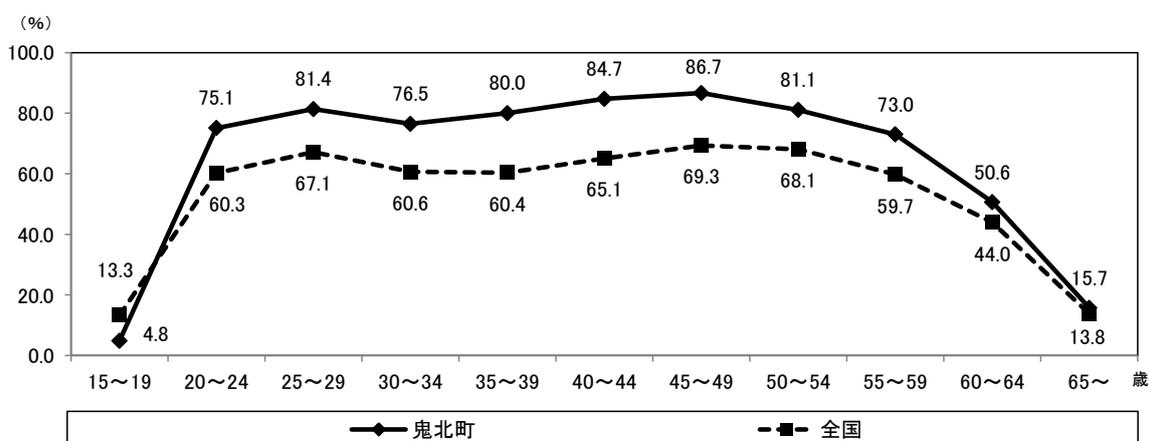
(6) 女性の就労の状況

女性の就労率をみると、20 歳代から出産や育児などで仕事を中断するために就労率がいったん減少し、その後 30～40 歳代にかけて回復する「M字カーブ」を描いています。

本町の女性の就労率は、全国と比較して高く、特に 35～44 歳では、全国よりも 20% 高くなっています。また、M字の谷の部分が上がってきており、20～30 歳代でも離職する女性が少なくなっていることがうかがえます。

離職する女性が少なくなっている背景には、未婚化・晩婚化が進んでいることも想定されます。

■女性の就労率の比較（平成 22 年）



資料：国勢調査

(7) 保育所の状況

町内 7 つの保育所の状況をみると、平成 26 年 4 月 1 日現在で各保育所とも入所児童数が定員数を下回っており、特に日吉地区に立地しているみどり保育所は稼働率（定員数に対して、入所児童数がどれだけいるかの割合）が 4 割を下回っており、少子化の影響が強くみられます。

■町内の保育所の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

	定員数 (A)	入所児童数 (B)	稼働率 (B÷A)
近永保育所	120 人	76 人	63.3%
さくら保育所	80 人	64 人	80.0%
好藤保育所	50 人	24 人	48.0%
清水保育所	40 人	23 人	57.5%
小松保育所	45 人	16 人	35.6%
小倉保育所	35 人	31 人	88.6%
みどり保育所	60 人	20 人	33.3%
町内合計	430 人	254 人	59.1%

資料：鬼北町町民課

早朝・いのこり保育事業の推移をみると、過去5年間で減少傾向ではあるものの、一定のニーズがある状況となっています。全国比でみた町内の女性の就労率の高さや、経済情勢の変化による共働き家庭の増加などを考慮した場合、今後も早朝・いのこり保育事業へのニーズは維持されると考えられます。

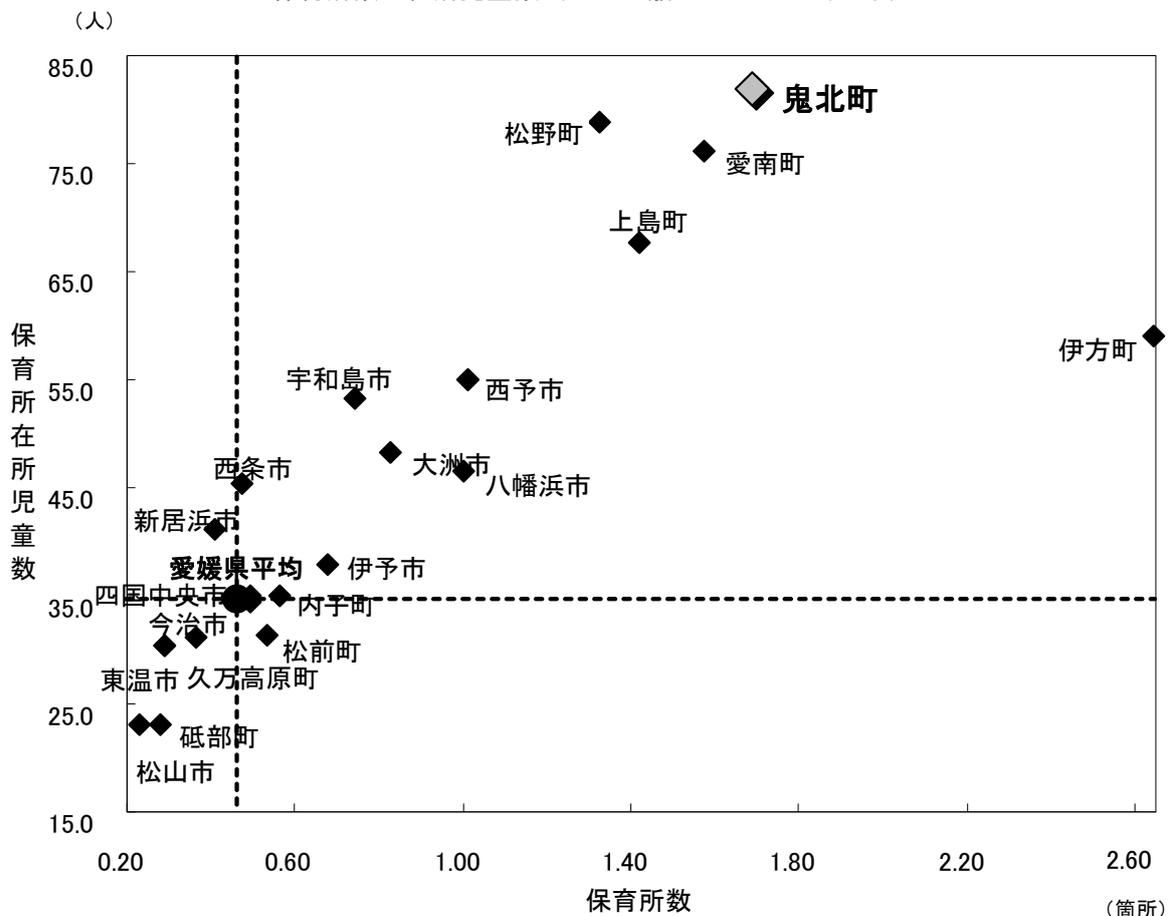
■早朝・いのこり保育事業の推移

利用実績		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者 (人/年)	早朝保育	111	103	90	79	86
	いのこり保育	196	186	177	168	173

資料：鬼北町町民課

0～5歳人口100人当たりにおける、保育所数と在所児童数をみると、ともに県内平均を上回っています。本町内には幼稚園がないことなどから、保育所在所児童数は今後も高い値で推移していくと考えられ、少子化などの状況下でも保育施設の維持が必要となっています。

■保育所数と在所児童数（0～5歳人口100人当たり）



資料：統計でみる市区町村の姿 2013、国勢調査

第2節 子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査

(1) 調査概要

目的	本調査は、平成27年度から始まる「鬼北町子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、保育ニーズや本町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に行いました。
実施期間	平成25年12月10日（火）～平成25年12月19日（木）
調査方法	保育所、小学校を通じて配布・回収。ただし、保育所に通っていない子どもがいる世帯には、郵送配布・郵送回収。
配布数及び回収数 （ ）は割合	●配布数：552通 ●回収数：474通（85.9%）

(2) 調査の注意点

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

(3) 調査結果の抜粋

●教育・保育事業の利用状況

教育・保育事業の利用について、「保育所」が現在の利用状況では75.5%、今後の利用希望では89.5%となっており、今後の少子化の傾向などを考えても、現在の保育所サービスの提供体制の維持が必要であると思われます。

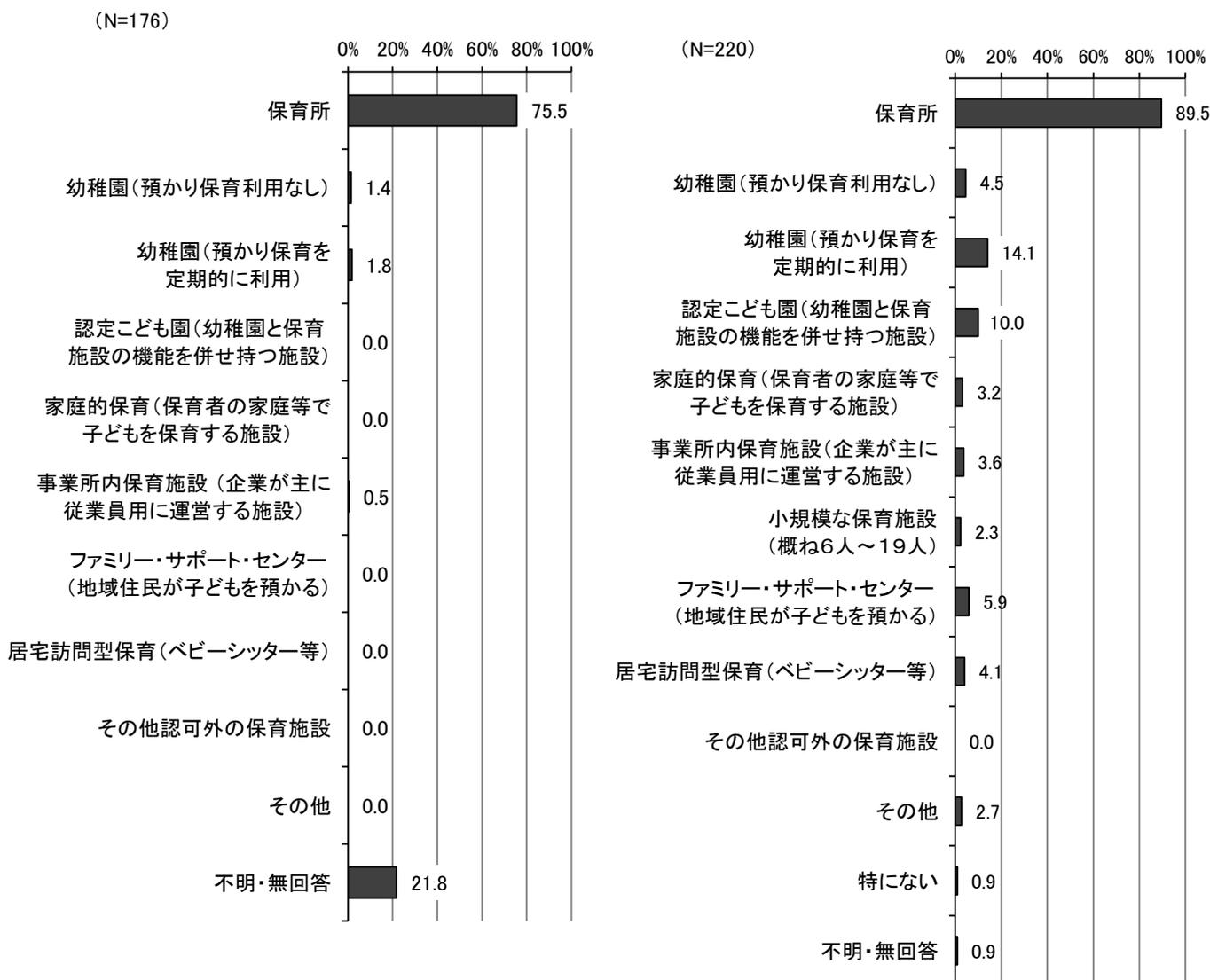
また、町内に幼稚園はありませんが、今後の利用希望で「幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」が14.1%と、少数ですがニーズがあることがわかります。

こうした教育・保育事業を利用したいと思う理由（P13参照）については、「子どもの教育や発達のため」が43.5%と最も高く、『子どもの育ち』について、保育所に期待していることがわかります。

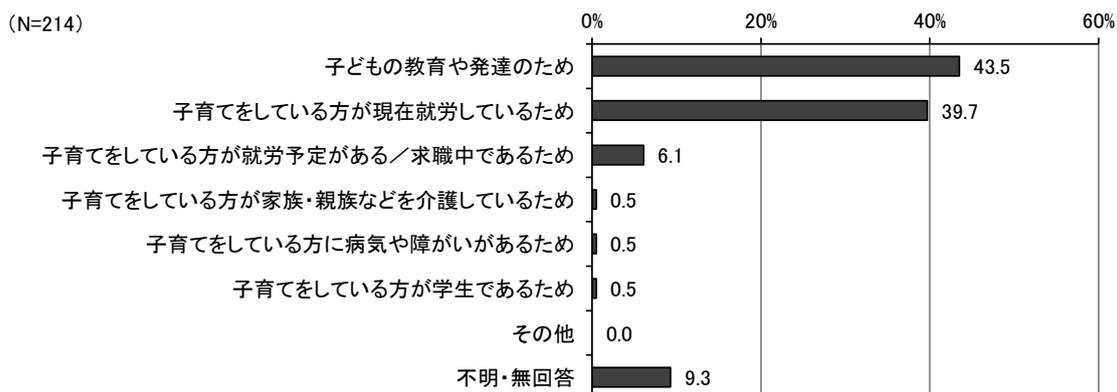
◆平日の教育・保育事業

【現在の利用状況】

【今後の利用希望】

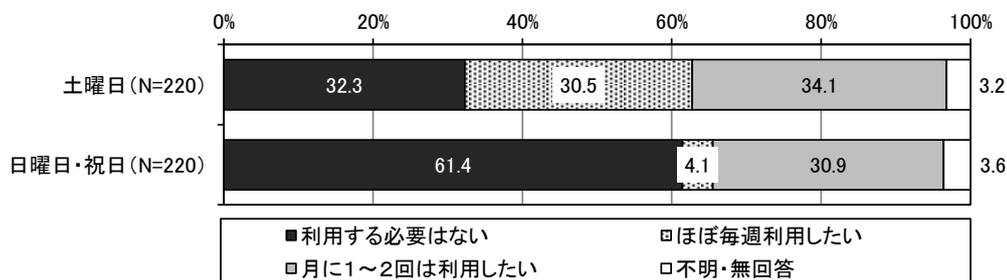


◆今後サービスを利用したいと思う理由



土曜日や日曜日・祝日の教育・保育事業の利用については、土曜日に『利用したい』（「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」）と答えた割合が64.6%と高くなっており、ニーズがあることがわかります。一方で、日曜日・祝日では「利用する必要はない」が61.4%と最も高くなっています。

◆土曜日や日曜日・祝日に教育・保育事業を利用したいか



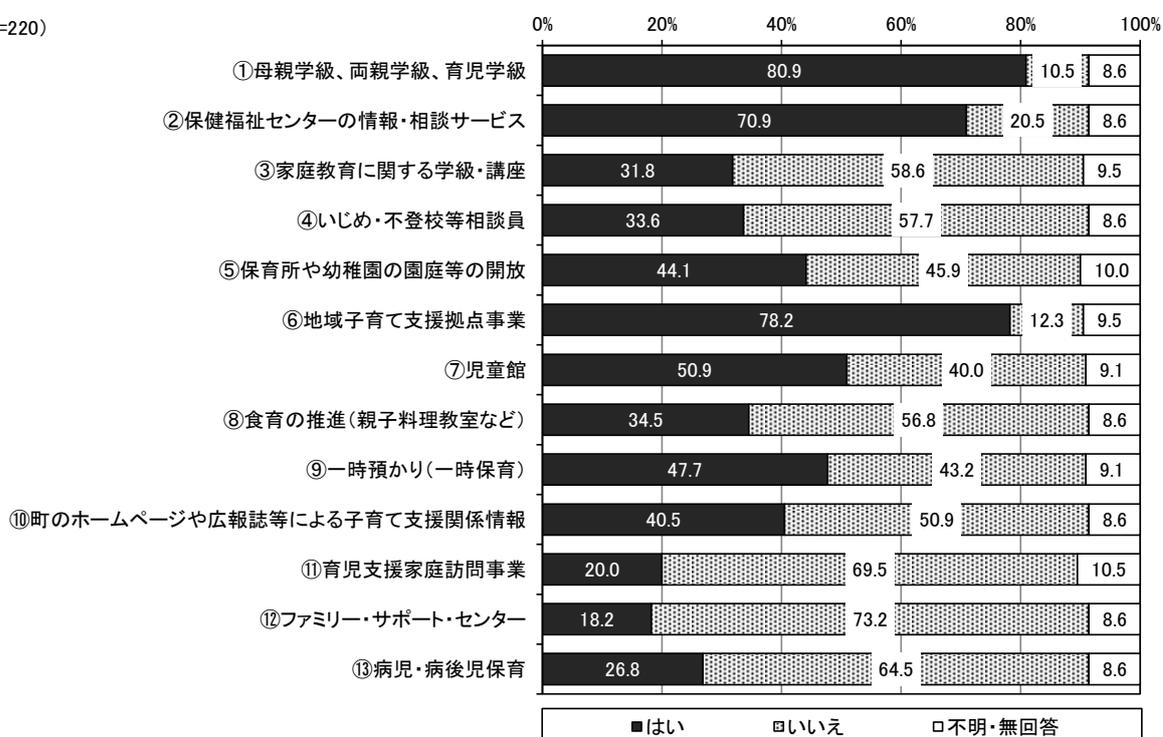
●子育て支援サービスの認知度・利用度・今後の利用意向

各種子育て支援サービスについて、「母親学級、両親学級、育児学級」の認知度が80.9%と最も高く、また、子育て支援センター「ゆめぽっけ」などの「地域子育て支援拠点事業」の認知度も高くなっています。

今後の利用意向（P15 参照）についてみると、多くの支援サービスで4～5割が今後利用したいと答えています。なかでも、「児童館」は利用度 14.5%に対し利用意向が56.8%、「食育の推進（親子料理教室など）」は利用度が 7.3%に対し利用意向が53.6%、「一時預かり（一時保育）」は利用度 4.5%に対し利用意向が44.1%とそれぞれ高くなっており、こうした中で子育て支援サービスの周知が重要となっています。

◆子育て支援サービスの認知度（知っているか）

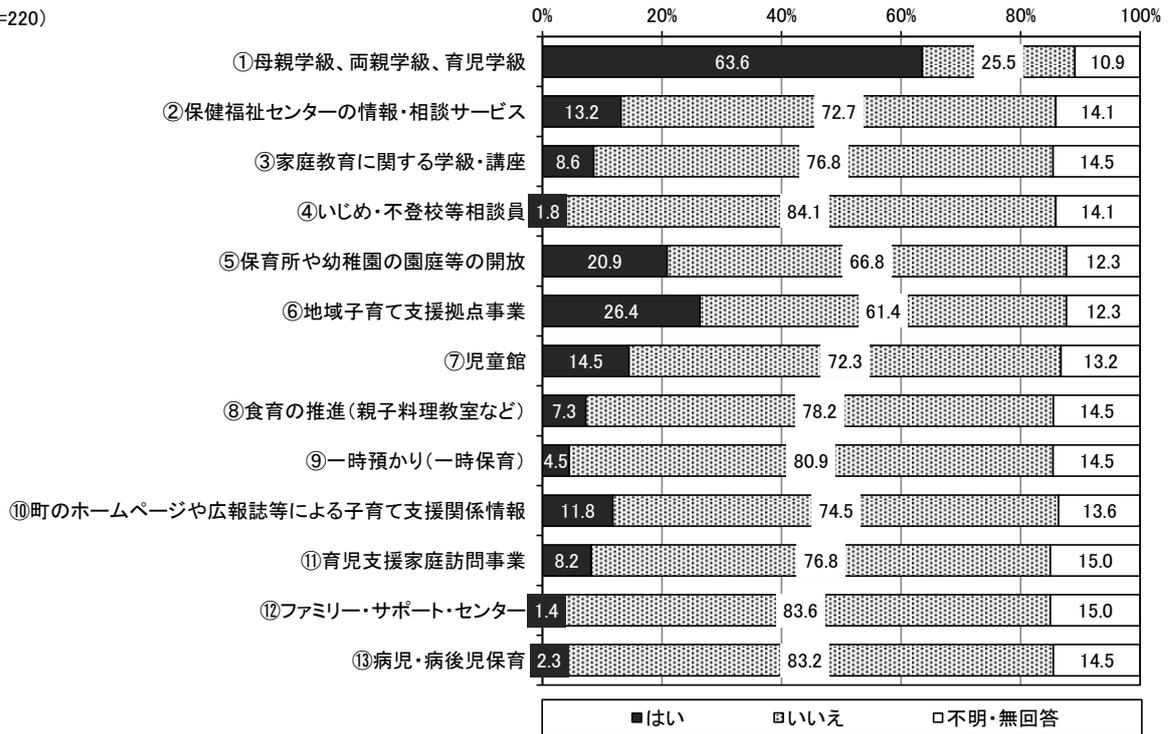
(N=220)



※本町では実施していないサービスもありますが、アンケート結果に基づいて作成しています。

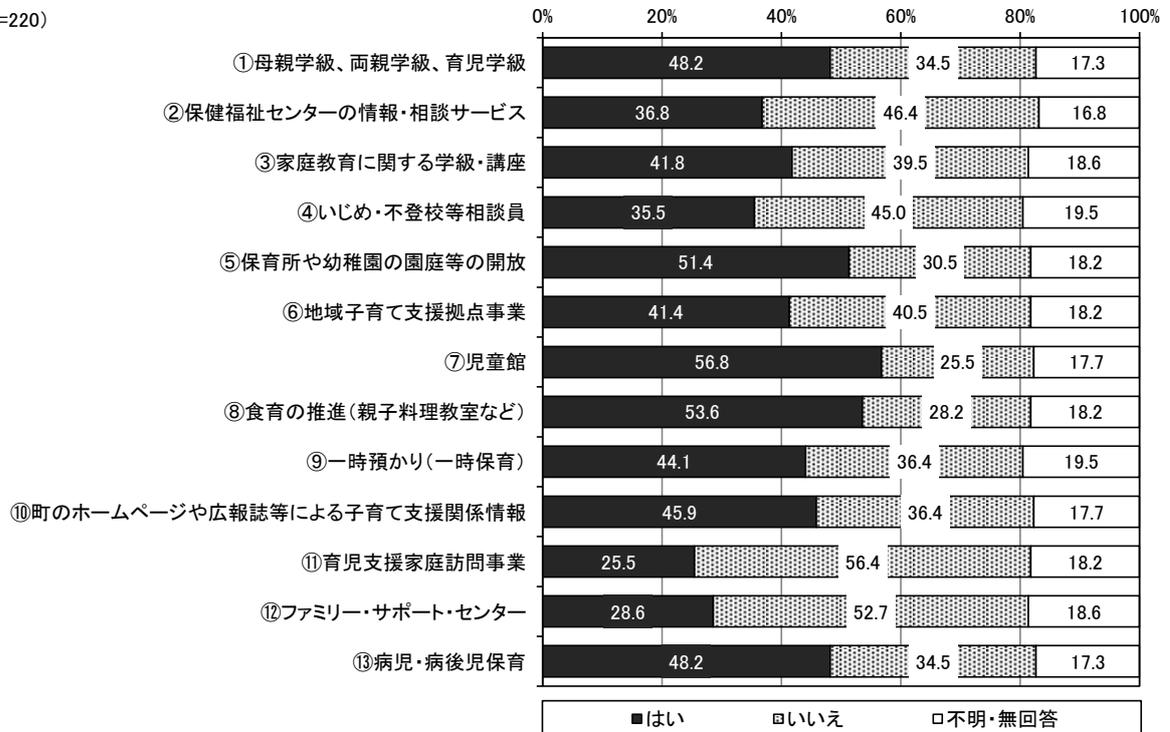
◆子育て支援サービスの利用度(利用しているか)

(N=220)



◆子育て支援サービスの今後の利用意向(利用したいか)

(N=220)

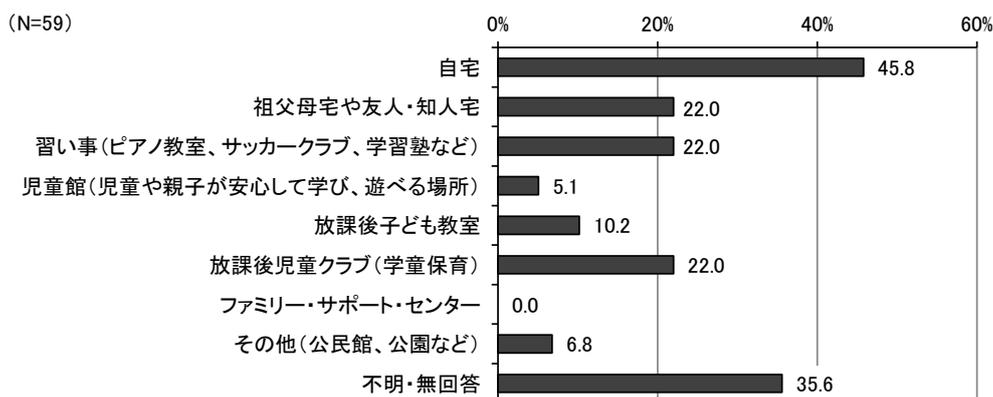


※本町では実施していないサービスもありますが、アンケート結果に基づいて作成しています。

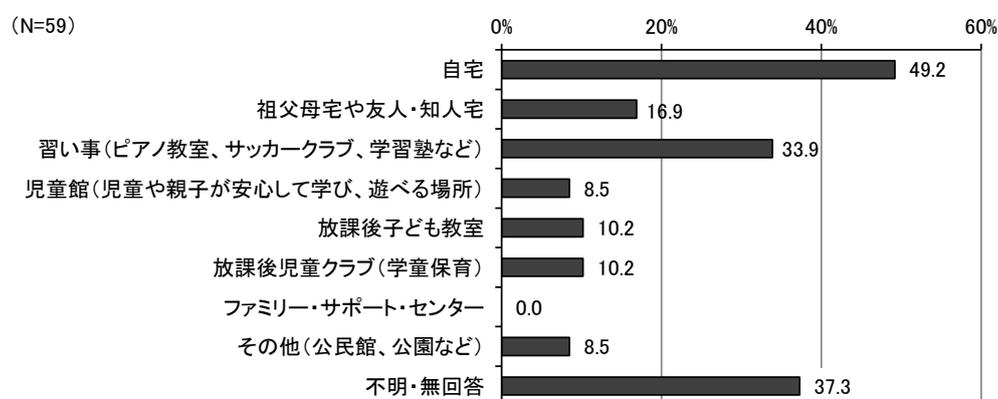
●放課後の過ごし方【就学前児童】

就学前児童の小学校入学後の放課後について希望する過ごし方をみると、低学年・高学年ともに「自宅」が最も高くなっています。「放課後児童クラブ（学童保育）」については、低学年でのニーズが22.0%と一定数存在していますが、高学年では10.2%と低くなっています。

◆放課後をどのような場所で過ごさせたいか（小学校低学年）



◆放課後をどのような場所で過ごさせたいか（小学校高学年）



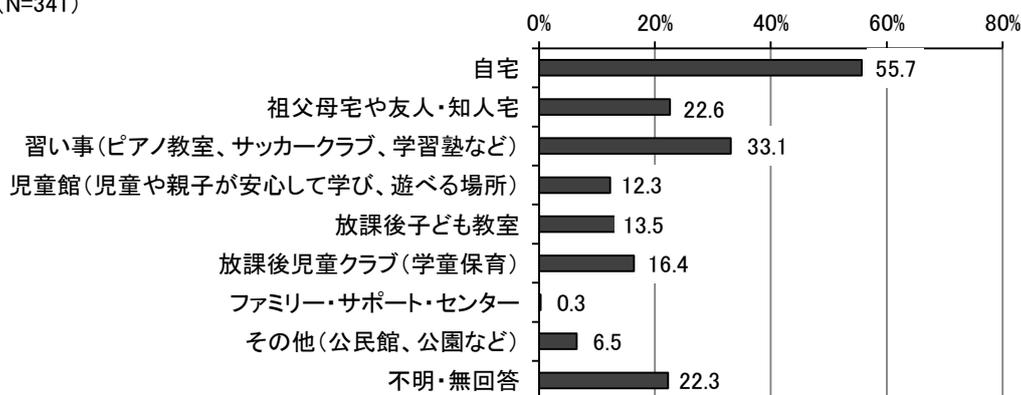
●放課後の過ごし方【小学生】

小学生が小学校入学後に放課後、どのような過ごし方をしているかについてみると、低学年・高学年ともに「自宅」が最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が高くなるなど、就学前児童を持つ保護者の方の希望と同じような傾向となっています。

「放課後児童クラブ（学童保育）」については、就学前児童では低学年で22.0%の割合で希望されていた一方で、小学校低学年では16.4%と、多少のギャップがみうけられます。

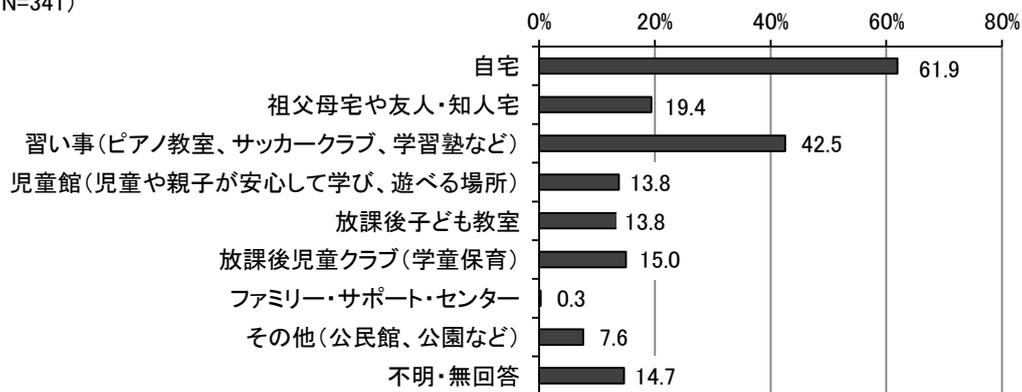
◆放課後をどのような場所で過ごしているか（小学校低学年）

(N=341)



◆放課後をどのような場所で過ごしているか（小学校高学年）

(N=341)



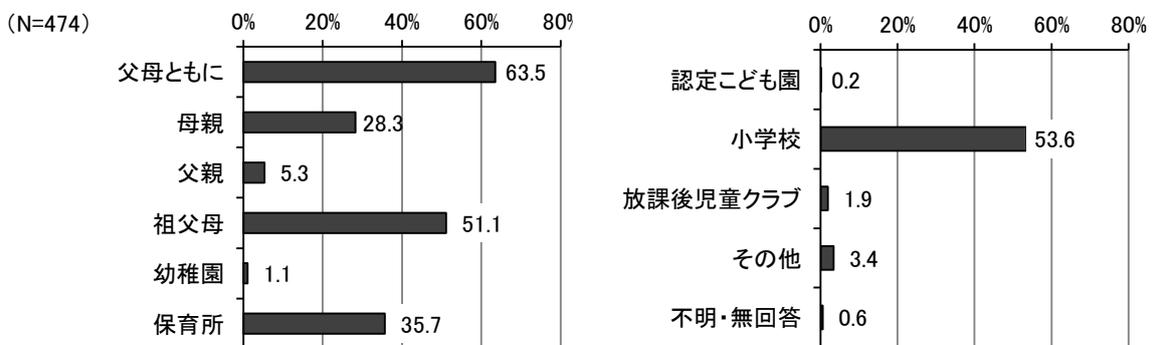
●子育てと仕事の両立

子育てや教育に日常的にかかわっている方は、「父母ともに」が63.5%と最も高くなっています。

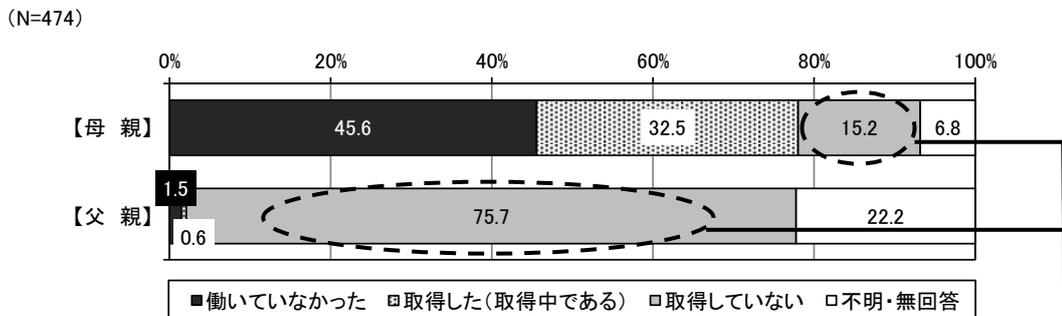
育児休暇の取得について、母親の「取得した（取得中である）」の割合は32.5%となっている一方で、父親の取得率が0.6%と非常に低くなっています。

育児休暇を取得していない理由（P19参照）についてみると、母親は「子育てや家事に専念するために退職した」、「職場に育児休業の制度がなかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」といった理由が多くなっており、父親は「仕事が忙しかった」といった理由が多くなるなど、男女ともに職場の理解が必要な状況となっています。

◆子育てや教育に日常的にかかわっている方、場所

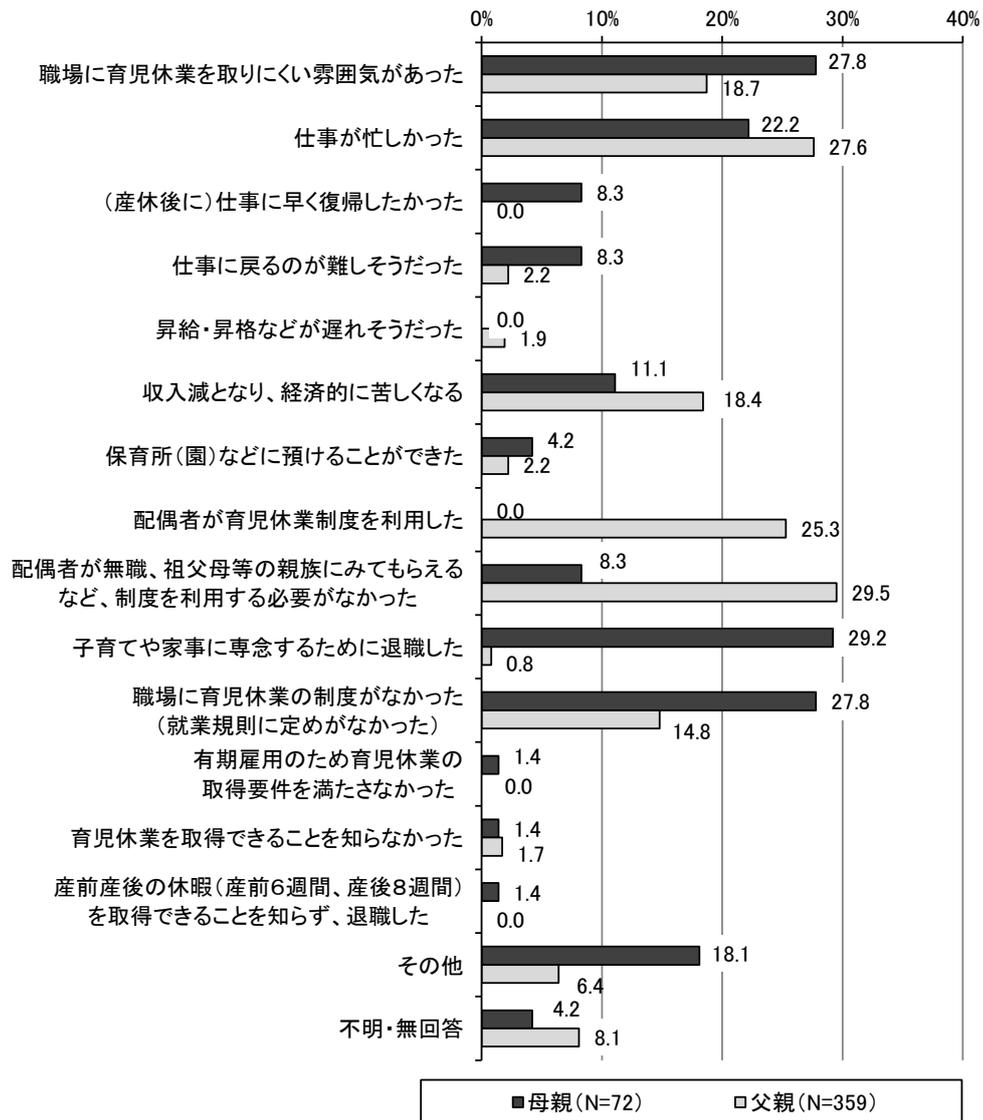


◆育児休暇の取得率



※次頁へ ←

◆育児休暇を取得していない理由

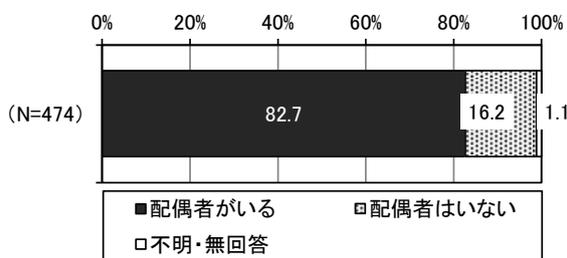


●ひとり親など、支援が必要な家庭

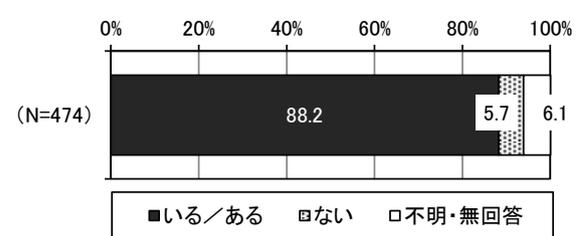
配偶者の有無についてみると、「配偶者はいない」が16.2%となっており、また、気軽に相談できる相手の有無については「ない」が5.7%と、わずかですが存在しています。

お子さんを預かってもらえる人については、祖父母などの親族に日常的、もしくは緊急時や用事の際にみてもらえると答えた方が多くなっています。一方で、祖父母に預かってもらえる状況について、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」がそれぞれ約2割となっており、負担を感じることなく、気軽に子どもを預けられる一時預かり（一時保育）のようなサービスのさらなる周知と、利用しやすい環境づくりが必要となっています。

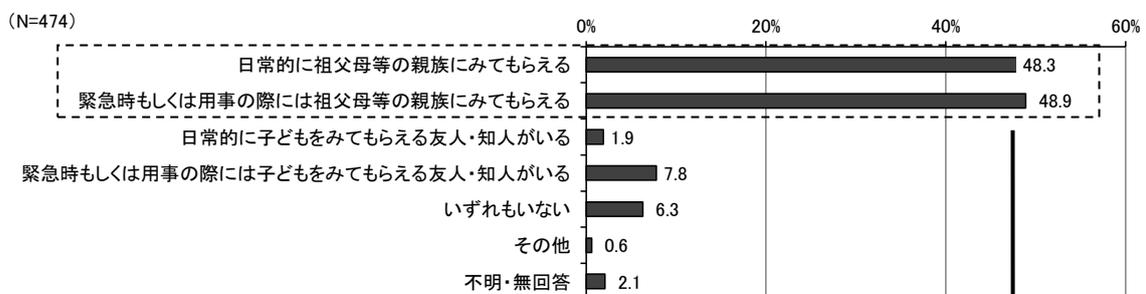
◆配偶者の有無



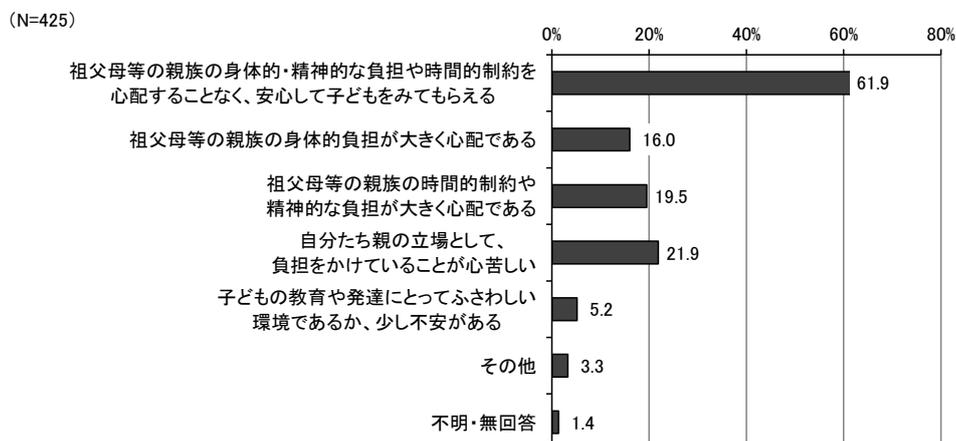
◆気軽に相談できる相手の有無



◆お子さんを預かってもらえる人について



◆祖父母に預かってもらえる状況について



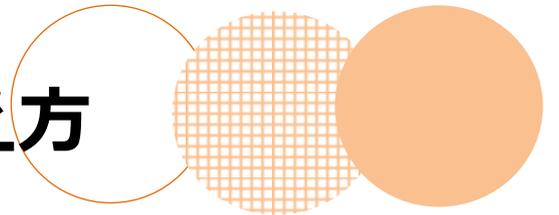
第3節 前回計画の評価

「鬼北町次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」では、計画期間内に達成すべき目標事業量を設定しています。進捗状況は次のとおりです。

計画内で掲げた目標に対して、一時預かりやショートステイ事業など未達成の事業があり、今後は実情に応じて事業実施を検討していきます。

	事業名	平成21年 実績	現状値 (平成25年実績)	平成26年 目標
1	通常保育事業	7箇所 定員:430名	7箇所 定員:430名	●箇所 定員:295名
2	特定保育事業	—	—	—
3	延長保育事業	—	—	—
4	夜間保育事業	—	—	—
5	トワイライトステイ事業	—	—	—
6	休日保育事業	—	—	—
7	病児・病後児保育事業 (体調不良児対応型)	—	—	—
8	病児・病後児保育事業 (病児対応型・病後児対応型)	—	—	—
9	放課後児童健全育成事業	—	29人	40人
10	地域子育て支援拠点事業	2箇所	1箇所	2箇所
11	一時保育(預かり)事業	—	—	1箇所
12	ショートステイ事業	—	—	1箇所
13	ファミリー・サポート・センター事業	—	—	—
14	つどいの広場事業	—	—	—

第3章 本計画の考え方

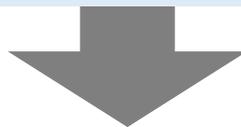


第1節 計画の基本理念

鬼北町では、本計画の前身にあたる「鬼北町次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」において、前期計画の理念を引き継ぎ、「子どもはまちの宝 みんなで育てよう 明るい未来のある子ども」を基本理念として掲げ、本町の未来を担う大切な存在である子どもを、地域全体で育てていくための取組を行ってきました。

この流れを継承しつつ、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識などを踏まえ、町として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、本計画の基本理念を掲げます。

- 子ども・子育て支援法に明記のとおり、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識とともに、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援を進めていく必要があります。
- 子育て家庭だけではなく、地域全体で次代を担う子どもたちを育てていくことのできる環境、子どもが地域社会の一員として郷土に愛着を持ちながら、伸び伸びと育つことのできる地域づくりが必要となります。
- 本町の未来を切り開いていく子どもたちが鬼北町を愛し、幅広い社会性を身に付けた人間性豊かな心を育み、夢や希望をかなえていけるよう、地域住民、各種団体、学校、企業、行政で支え合い、やさしさと笑顔にあふれるまちをつくっていくことを基本的な理念とします。



【基本理念】

**みんなで支え合い
子どもの笑顔と明るい未来を守ろう**

第2節 基本的な視点

本計画は、次の基本的な視点に立って、施策を展開していくものとします。

◆◇すべての子どもの視点◆◇

子どもたちが健やかに育ち、一人ひとりが持っている個性や可能性が存分に発揮されるよう、大人の都合を優先するのではなく、子どもたちが何を考え、何を望んでいるのか、子どもの視点に立ち、施策を展開します。

◆◇すべての子育て家庭の視点◆◇

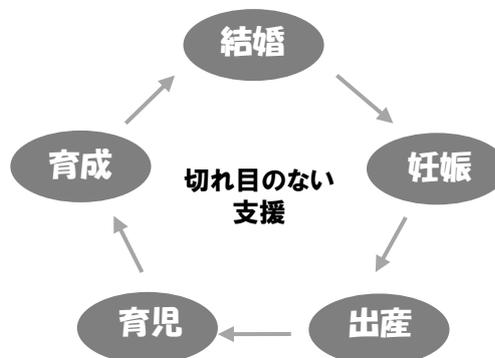
子育てをしている家庭の状況は、共働きであったり、母親か父親のどちらかが働いているなどさまざまです。このような中、すべての家庭が子育てを“負担”と感じるのではなく、子どもの成長を素直に喜び、また子育てを通じて豊かな人生を送ることができるよう、子育て家庭の視点に立ち、施策を展開します。

◆◇地域で子どもを育てていく視点◆◇

地域の子どもたちを地域の大人たちが温かく見守り、時にはしかりながら地域全体で育てていく、また、男女がともに子育てに積極的に取り組んでいけるよう、職場においても子育て家庭を支援していくことが必要です。親の働く場も含め、地域全体で子どもを育てていくという視点に立ち、施策を展開します。

◆◇結婚・妊娠・出産・育児・育成まで、切れ目のない支援の視点◆◇

本町の重要課題である『少子化対策』に向けて、結婚から妊娠・出産、育児、そして次代のまちを担う子どもの育成まで、切れ目なく、本町らしいきめ細かい支援を行うという視点に立ち、施策を展開します。



第3節 基本目標

本計画の基本目標については、次の7つを設定し、子ども一人ひとりに応じて実施する一貫した教育・保育・子育て支援の提供とともに、生活環境の整備や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進、安全の確保や要保護児童対策などの基本目標を設定し、子どもの最善の利益の確保に向けて、課題に応じた施策を総合的に展開します。

基本目標1 幼児期の学校教育・保育の充実

- すべての家庭における子育てを支援するため、適切な量の見込みと確保策を設定したうえで、関係機関・団体などが連携し、子育て家庭のさまざまな状況に応じて柔軟に利用できる支援サービスの提供を図ります。
- 子どもの出産や育児にかかわるさまざまな悩みを解消できるよう、情報提供や学習機会の充実、相談体制の強化を図るとともに、子育てをしている家庭同士や、子育てを卒業した人たちなどとの交流を通じ、情報交換や悩み相談をできる機会づくりを図ります。
- 子どもたちの安全と自主性を尊重しながら、子どもたちの居場所づくりや活動の促進を図ります。

基本目標2 子どもや母親の健康の確保及び推進

- 母親の出産前後の心身両面のケアを厚くするなど、母親が安全に安心して子どもを生み育てることができるように支援するとともに、子どもの発育や成長段階に応じて一貫した健康の維持・増進、望ましい食生活を促進し、生涯にわたる健康な生活の基礎を築きます。

基本目標3 子育てを支援する生活環境の整備

- 子どもが健やかに育つことのできる住宅環境づくりを促進します。
- 子どもたちが伸び伸びと安全にまちに出て遊び、また、子育て家庭が安心してまちに出かけられるよう、安全な道路環境を整備するとともに、子育て家庭の利用に配慮した施設・設備の改善を図ります。

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 子どもたち一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、豊かな人間性とたくましく生きる力を培うことができるよう、保育所、学校などが連携し、子どもの成長段階に応じた教育内容の充実と学習環境の向上を図ります。
- 次代の親づくりも視野に入れながら、子どもたちの男女共同参画意識の醸成や乳幼児との交流などを推進します。
- 子どもの父母などの子育てに対する意識を向上させ、家庭の子育て力の向上を図るとともに、地域のさまざまな資源を活用し、地域の子どもたちを地域の人たちで育てていける環境をつくります。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 子育てと仕事が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、職場における子育て支援を促進します。
- 子育てを、父親、母親が協力し合いながら楽しく進めていくことができるよう、男女共同参画の意識づくりを図ります。

基本目標6 子どもの安全の確保

- 子どもたちが安心してまちを歩けるよう、交通安全教育を推進するとともに、犯罪のない安全なまちづくりを推進します。

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

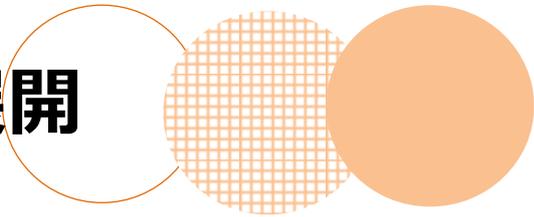
- 子どもの人権が守られるよう、意識の向上を図るとともに、関係機関のネットワークや地域全体が連携し、児童虐待の芽を早期に発見し未然に防ぐことができる体制を整備し、児童虐待防止への迅速な対応を図ります。
- 母子家庭などひとり親家庭に必要な支援を図ります。
- 早期療育、教育など、障がいのある子どもの状況に応じて必要な支援を図ります。
- 子どもの貧困対策において、本町として実施可能な取組を検討し、実施します。

第4節 施策体系

本計画の施策体系は、次のとおりです。



第4章 施策の展開



第1節 幼児期の学校教育・保育の充実

(1)教育・保育提供区域の設定

乳幼児期の教育・保育サービスについては、どの程度の範囲でサービスを提供するかという区域の設定が必要です。

また、サービスのニーズ量を見込みで算出し、見込み量に対してどの程度の提供体制を確保していくかを決定する必要があります。

以下は、幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保に関して、国の考え方を示したものになります。

【国の考え方 一区域設定について一】

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、町域全体など、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

【国の考え方 一各年度における教育・保育量の見込みについて一】

- 当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設などの利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
- 認定の区分(※)に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定する。
※量の見込みの設定に関して社会的流入の動向などを勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議における議論など)
※量の見込みについては、国の「算出のための手引き」を利用する。(ワークシート有)

■提供の区分と提供の内容

	認定区分	提供施設(確保の内容)
1号	3-5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という。)のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

以上の考え方を踏まえながら、鬼北町においては提供する区域を1つ(町内全体)とし、この区域に対しての教育・保育提供体制を確保できるように努めていきます。

(2)教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

本町においては、計画期間である平成27年度から平成31年度にかけて、以下のよう
に量の見込み及び確保の内容が推移していきます。

現在は、保育の供給量に対して、ニーズを満たしているため、今後も円滑に保育事業
を提供できる体制があります。

幼稚園については、本町では未実施の事業となっており、今後は保育所型の認定こ
ども園の検討など、ニーズに対する事業の検討を行います。

■教育

単位(人)

	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	5	0	5	6	0	6	6	0	6
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園		0	0	0	0	0	0	0
②-①	▲5	0	▲5	▲6	0	▲6	▲6	0	▲6

	平成30年度			平成31年度				
	1号	2号	合計	1号	2号	合計		
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳			
①量の見込み (必要利用定員総数)	5	0	5	5	0	5		
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園		0	0	0	5	0	5
②-①	▲5	0	▲5	0	0	0	0	0

■保育

単位(人)

	平成27年度			平成28年度			平成29年度				
	2号	3号		2号	3号		2号	3号			
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳		
①量の見込み (必要利用定員総数)	177	21	97	185	21	90	186	20	87		
②確保の内容	認定こども園・ 保育所		235	22	98	235	22	98	235	22	98
	地域型保育 事業		0	0	0	0	0	0	0	0	
②-①	58	1	1	50	1	8	49	2	11		

	平成30年度			平成31年度				
	2号	3号		2号	3号			
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳		
①量の見込み (必要利用定員総数)	173	19	85	162	19	82		
②確保の内容	認定こども園・ 保育所		235	22	98	235	22	98
	地域型保育 事業		0	0	0	0	0	0
②-①	62	3	13	73	3	16		

(3)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

①地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推移

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		単位	実績	量の見込み				
			平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延長保育事業		人	—	60	60	60	56	54
放課後児童健全育成事業	低学年	人	29	85	78	74	77	80
	高学年	人	—	46	45	40	36	33
子育て短期支援事業		人日	—	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業		人回	95	172	162	157	152	148
一時預かり事業	幼稚園の預かり事業	人日	—	0	0	0	0	0
	一時預かり	人日	—	111	110	109	104	99
病児・病後児保育事業		人日	—	178	177	175	166	158
ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)		人日	—	0	0	0	0	0
妊婦健診事業		人	70	52	51	49	47	47
乳児家庭全戸訪問事業		人	66	52	51	49	47	47
養育支援訪問事業		人	15	13	12	12	11	11
利用者支援事業		箇所	—	0	0	0	0	0

②地域子ども・子育て支援事業ごとの量の推移

●延長保育事業

延長保育事業については、保育標準時間の設定により、いのこり保育のニーズが満たされると考えるため、おおむね確保できると考えます。

単位(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	60	60	60	56	54
②確保の内容	55	55	55	55	55
②-①	▲5	▲5	▲5	▲1	1

●放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業については、平成 26 年 4 月から、鬼北町放課後児童クラブ（学童保育）を開設していますが、登録数に対して、実際に利用している児童の数が少ないこともあり、今後の見込み量に対する提供体制は整っていると考えます。

今後は、鬼北町放課後児童クラブ校区以外の地区での児童の利用や受入れについて検討していきます。

単位(人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	85	78	74	77	80
	高学年	46	45	40	36	33
②確保の内容		50	50	50	50	50
②-①		▲81	▲73	▲64	▲63	▲63

●子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と、「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の2種類から構成されます。

子育て短期支援事業については、町では実施していませんが、宇和島地区広域事務組合近永乳児院及び近永愛児園で受入れ体制が整っていることから、施設との連携体制の確保に努めます。

単位(人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

●地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、現在1箇所（好藤保育所内：ゆめぽっけ）で実施していますが、今後も子育て支援拠点事業の事業概要の周知、サービスの紹介など利用促進を行い事業を実施します。

単位(人回)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	172	162	157	152	148
②確保の内容	172	162	157	152	148
②-①	0	0	0	0	0

●一時預かり事業

一時預かり事業については、現在は実施していません。しかしながら、近年の多様化している子育てのニーズを踏まえ、今後の実施については、状況を踏まえ検討します。

単位(人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
幼稚園の預かり保育	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保の内容	0	0	0	0	0
	②-①	0	0	0	0	0
一時預かり	①量の見込み	111	110	109	104	99
	②確保の内容	0	0	0	0	0
	②-①	▲111	▲110	▲109	▲104	▲99

●病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業については、現在は実施していません。今後は医療機関や関係機関と連携・調整を図り、事業実施の可能性を検討していきます。

単位(人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	178	177	175	166	158
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	▲178	▲177	▲175	▲166	▲158

●ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業については、現在は実施していません。今後は状況により事業実施について検討していきます。

単位(人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

●妊婦健診事業

妊婦健診事業については、県内の医療機関で使用できる 14 回分の受診券を発行し対応しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

単位(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み(受診券配布件数)(件)	52	51	49	47	47
1 人当たりの健診回数(回)	14	14	14	14	14
健診回数(回) (受診人数×1人当たりの回数)	728	714	686	658	658

●乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業については、「こんにちは赤ちゃん事業」という名称で、保健師などが乳児のいる家庭を訪問し、実施しています。また、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

単位(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	52	51	49	47	47
②確保の内容	52	51	49	47	47
②-①	0	0	0	0	0

●養育支援訪問事業

養育支援訪問事業については、実施状況が少数であり、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

単位(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	13	12	12	11	11
②確保の内容	13	12	12	11	11
②-①	0	0	0	0	0

●利用者支援事業

利用者支援事業については、現在実施していませんが、町民課窓口や子育て支援センターなどで対応していることから、今後の事業実施に関しては状況を踏まえ検討していきます。

単位(箇所)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

(4)教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

【国の考え方 ー教育・保育の一体的提供及び推進についてー】

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方(認定こども園を普及させる背景や必要性など)
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 地域の子育て支援の役割と各種取組
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

①認定こども園の整備

今後、さらに多様化する教育・保育ニーズ(2号認定のうち幼児への学校教育の利用希望など)に対応するため、町内にある保育施設を将来的な認定こども園として位置づけることを想定し、具体的な方向性について、検討していきます。

②質の高い幼児期の学校教育・保育について

就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、幼保一体化に関する職員研修、幼保一体化事業や各種取組における先進地での視察研修などを通じ、教育・保育の質の向上に努めます。

関係機関、関係団体などとの連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

③地域の子育て支援の役割について

地域住民一人ひとりが、子どもの豊かな感性・人間性が、隣近所や地域社会とのつながりによって育まれることをしっかりと認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援事業の重要性について関心を深め、地域における子育て支援に積極的に関わっていきけるよう、各種事業・取組を通じ促します。

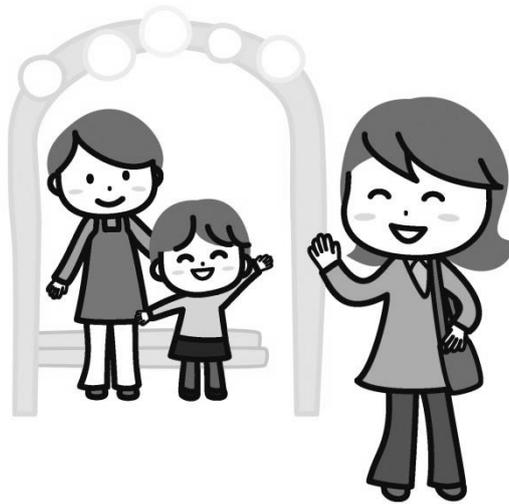
④保幼小連携の取組の推進について

保育士と教員などが交流事業などを通じ、関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。

また、保育所と小学校が連携し、幼児・児童の相互訪問などを通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むとともに、保育所から小学校への円滑な移行・接続を図ります。

⑤0～2歳に係る取組について

近年要望の高い0～2歳児の保育所受入れについて定員等の見直し等を含め検討していきます。



第2節 子どもや母親の健康の確保及び推進

母子の健康保持・増進を図るため、妊娠・出産・乳幼児期を通じた切れ目のない健康支援環境を整備するとともに、子どもの成長・発達への支援を充実します。

(1) 子どもや母親の健康の確保

課題・方向性

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。さらに、核家族化の進行なども影響し、母親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。

本町では、すべての子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、関係機関との連携を強化しながら、母親学級や両親学級の開催をはじめ、健診や育児相談の場を活用し、安心して交流や相談ができる場の充実を図っています。今後も誰もが自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう支援を行っていきます。また、妊娠期から切れ目のない子育て支援を充実していきます。

事業名	1. 母子手帳交付事業
担当課	保健福祉課
事業内容と今後の方針	保健師が母子手帳を発行。発行時、アンケートと面接で現在の体調や妊娠中、出産後の支援体制等について確認し、ハイリスクと思われる妊婦については、妊婦訪問や相談等につなげるなど、切れ目のない支援ができるよう配慮しています。 今後も妊娠中から切れ目のない支援を継続する必要があります。

事業名	2. 妊産婦、乳幼児相談
担当課	保健福祉課
事業内容と今後の方針	妊産婦に対しては、高血圧症候群などの予防や妊娠中の健康管理に関する相談を実施し、乳幼児の保護者に対しては、育児・栄養などの相談を実施していきます。また、これまで以上に保護者の悩みや負担の解消の機会を設けるため、相談を受けるだけでなく、母親学級や両親学級の開催に合わせて積極的に対象者の集まる場所で相談の機会を設けていきます。

事業名	3. 母親学級
担当課	保健福祉課
事業内容と今後の方針	妊娠・分娩・産褥 ^{じよく} 期を健康に過ごし、安心して育児ができるように知識の普及のみでなく、妊婦同士の交流を促し、精神的な支えを得る場の提供を目的として年6回実施します。対象は妊娠7～8か月の妊婦です。

事業名	4. 両親学級（パパ・ママ学級）
担当課	保健福祉課
事業内容と今後の方針	夫婦で協力して育児を行うため、妊娠後半期の妊婦と夫を対象に年3回（7月、10月、3月）日曜日に実施します。実施内容は、妊娠・出産を通じての「夫の協力の必要性」や「新生児の保育」について指導を行うと同時に沐浴指導も行っています。

事業名	5. 妊婦訪問
担当課	保健福祉課
事業内容と今後の方針	若年又は高齢妊婦、高血圧症候群や貧血症などハイリスクの妊婦に対して、必要に応じて医療機関と連携しながら保健師が家庭訪問を行います。

事業名	6. 赤ちゃん訪問
担当課	保健福祉課
事業内容と今後の方針	新生児期及び生後2～3か月に保健師が家庭訪問を実施し、アンケートと面接で現在の体調や出産後の支援体制等について確認し支援しています。 今後も妊娠中に引き続き切れ目のない支援を継続する必要があります。

事業名	7. 乳幼児健診の充実
担当課	保健福祉課
事業内容と今後の方針	3～4か月の乳児、1歳6か月児、3歳児を対象に小児科医による健診や、保健師・栄養士による育児相談を行っています。さらに、27年度から5歳児健診導入に向け検討します。 乳幼児の健康を守り、健やかな成長・発達を見守るため健康診断の充実を図ります。

事業名	8. 育児相談
担当課	保健福祉課
事業内容と今後の方針	<p>親子のふれあい、地域間交流を深め子どもたちの健やかな発育・発達を目指すとともに、母親の育児不安の軽減を図り、親と子の心の健康づくりを目的として、生後6・7か月、9・10か月、11・12か月の3回、保健師・栄養士による育児相談、離乳食指導を行います。</p> <p>生後4・5か月児を対象に離乳食講座を実施しています。</p>

事業名	9. 不妊治療対策
担当課	保健福祉課
事業内容と今後の方針	<p>不妊治療にかかる経済的支援として実施している愛媛県特定不妊利用助成事業の啓発を行います。支援を必要とする人が情報を得られるよう、本町としても周知啓発に努めます。</p>



(2)食育の推進

課題・方向性

次代を担う子どもの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育んでいく基礎をなすものであり、子どもの成長、発達に合わせた切れ目のない推進をしていく必要があります。

本町では、平成 22 年度に策定した食育推進計画との整合性を図りながら、保健分野や教育分野をはじめとするさまざまな分野と連携のもと、乳幼児期から思春期における発達段階に応じた食に関する学習や情報提供などを行っています。今後も食を通じた心身とも健康な子どもの育成や家族との良好な関係づくりに取り組んでいきます。

事業名	1. 離乳食教室の開催
担当課	保健福祉課
事業内容と今後の方針	離乳食に関する話、試食を通じて、具体的な離乳食の進め方を指導するとともに、保護者の情報交換、交流の場の提供を行います。

事業名	2. 食育の推進
担当課	保健福祉課
事業内容と今後の方針	平成 22 年度に本町の食育推進計画を策定し、町をあげて食育に取り組んでいくなかで、保育所、学校と連携して食育教室を実施し、調理実習や食育の講話を通じて児童・生徒の食への関心を高めていきます。また、小児生活習慣病予防のため、学校と協力して個別相談を実施していきます。

事業名	3. 学校給食の推進
担当課	生涯教育課
事業内容と今後の方針	児童・生徒の発育や健康に重要な学校給食については、給食センターと学校との連携を図りながら、栄養教諭が中心となり望ましい食習慣の形成や食事マナーの指導などを推進するとともに、栄養バランスのとれた給食の提供や郷土食などを取り入れた地元産食材の使用を進めるなど学校給食の充実に努めます。また、児童・生徒の家庭に対しては、献立表や給食だよりを毎月発行・配布し、情報の提供に努めます。

(3) 思春期保健対策の充実

課題・方向性

思春期は、体に第二次性徴が起こる成人への移行期でもあり、この時期の生活習慣はその後の健康づくりにおいて大きく影響する重要な時期と言えます。また、近年、思春期における性行動の低年齢化により、人工妊娠中絶や性感染症の増加が指摘されています。

このため、思春期の子どもたちに対して、必要のないダイエット、喫煙、飲酒、薬物乱用など、健康に対する影響が懸念されていることについて、正しい知識の普及と理解の促進を徹底し、自ら正しい判断ができるよう支援していきます。

また、自尊感情・自己肯定感を高め、「いのちの大切さ」を再確認するため学校と連携して思春期教室等を開催します。

事業名	1. 地域における性に関する正しい知識の普及
担当課	保健福祉課 生涯教育課
事業内容と今後の方針	<p>教育機関、医療機関及び保健機関などの連携により、正しい情報（妊娠、出産、避妊、性感染症など）を学ぶ機会を設け、性に関する教育と健全な思春期世代への正しい知識の普及に努めます。</p> <p>高校では、思春期教室及び高校3年生を対象に「巣立ちの教室」を実施しています。</p>

事業名	2. 喫煙防止対策
担当課	生涯教育課 保健福祉課
事業内容と今後の方針	<p>医師会、保健所などの関係機関や学校、家庭、地域の連携により、たばこについての正しい知識を知り、たばこをすすめられたときの断り方などを学ぶ学習会を実施し、たばこが体に及ぼす害、自分だけでなく家族や周囲の人々の健康について考える機会を設け、喫煙防止に努めます。また、保護者の意識啓発を徹底するためにも、親子で学習する機会を設けます。</p>

事業名	3. 薬物乱用防止対策（「ダメ、ゼッタイ運動」の啓発）
担当課	環境保全課 生涯教育課
事業内容と今後の方針	<p>医師会、保健所などの関係機関や学校、家庭、地域の連携により、薬物乱用防止対策に努めます。</p> <p>年間を通じて、ポスター、チラシの配布に努めています。また、各種イベント時にはチラシなどの配布を行い、「ダメ、ゼッタイ。」国連支援募金活動に協力しています。また、けしの花の開花時期にはパトロールを行い、発見した場合は処分しています。</p>

(4)小児医療などの充実

課題・方向性

子どもの病気や事故などは、急激な変化から命にかかわることも少なくないため、夜間や休日であっても適切な診療が受けられるよう体制を整備する必要があります。

今後は、休日・夜間の医療体制の整備を推進するとともに、小児医療に関する情報提供や適正受診等の啓発を行っていきます。

事業名	1. 小児医療の充実と適正受診の啓発
担当課	保健福祉課
事業内容と今後の方針	かかりつけ医をもち、緊急時に迅速かつ安心できる連携体制をつくることについては、チラシの配布や口頭での勧奨を行うことで啓発を行っていきます。 また、赤ちゃん訪問時に、子どもの救急ガイドブックを配布し適正受診を啓発しています。

事業名	2. 子ども医療費助成
担当課	保健福祉課
事業内容と今後の方針	0歳から小学校就学前の子どもに対する通院・入院医療費及び小学校から中学校卒業までの子どもの入院医療費を助成しています。

事業名	3. 地域医療体制の整備
担当課	保健福祉課
事業内容と今後の方針	多様化する医療ニーズに対応するため、医療機関との連携に努め、地域医療体制の整備を図ります。

事業名	4. 休日・夜間医療体制の整備
担当課	保健福祉課
事業内容と今後の方針	休日・夜間医療体制については、医師会などとの連携を図りつつ、体制の整備を推進します。また、子どものかかりやすい病気やけが、事故の予防と対処方法の情報提供を充実し、周知を図ります。

第3節 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子育て家庭を含めすべての人が安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、関係機関・団体と連携し、道路や歩道、公共施設のバリアフリー化の推進等に取り組みます。

(1) 子どもの視点に立った遊び場などの確保

課題・方向性

既存の公園・緑地・公共施設等について、バリアフリー化などの必要な整備を図る必要があります。

今後は、子どもが安心して遊べる公園や公共施設の環境整備に努めます。遊具等については、適切な補修や更新により長寿命化を図り、安全、安心な公園施設の維持に努めます。

事業名	1. 子どもの視点に立った遊び場の確保
担当課	建設課
事業内容と今後の方針	子育て世帯の交流の場を確保し、子どもたちに安全な遊び場を提供できるように公園内の遊具などの点検・補修、樹木の剪定など維持管理をするとともに、魅力ある公園などの整備に努めます。

事業名	2. 公共施設などにおける「子育てバリアフリー」の推進
担当課	各施設担当課
事業内容と今後の方針	公共施設の新築時や改修時には、誰もが安心して施設を利用できるよう、バリアフリー化を実施していきます。

(2) 保護者の事故防止・防災対策

課題・方向性

予防可能な家庭内事故への知識及び対処法等への情報提供の充実が求められます。
このため、家庭内における不慮の事故防止に対する保護者の意識の醸成を図ります。
また、今後高い確率で発生が予想される南海トラフ巨大地震などの災害に備え、家庭内での自主防災意識の向上に努めていきます。

事業名	1. 保護者の事故防止・防災対策
担当課	町民課 生涯教育課 保健福祉課
事業内容と今後の方針	予防可能と考えられる家庭内事故の減少に努めるため、保護者が事故防止対策を正しく認識し、適切な対応を図ることができるよう啓発に努めます。 また、家庭内の安全空間の確保や非常持出袋の常備・点検など、家庭内の自主防災意識の向上に努めます。

(3) 安全な道路交通環境の整備

課題・方向性

近年、子どもの連れ去りや暴行事件など子どもの安全を脅かす事件が多発しており、本町においても例外ではありません。

今後とも町内の防犯灯の設置や通学路の点検などを実施し、適切に整備を行うことで子どもや子ども連れの保護者などが安全・安心に利用することができる道路交通環境の整備を行います。

事業名	1. 安全な道路交通環境の整備
担当課	総務課 建設課 生涯教育課
事業内容と今後の方針	地域住民や関係機関と連携し、防犯灯の設置や通学路の点検など安全の確保に努め、必要に応じて整備を実施していきます。 また、道路改良工事などに合わせた歩道の整備や維持補修など安全な道路環境づくりに努めます。

第4節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもの成長過程に応じた適切な子育てができるよう家庭教育に関する情報や相談、学習機会を提供するとともに、親子のきずなや子どもの大切さへの理解を深める体験活動を推進します。また、児童・生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばし、指導方法の充実による確かな学力の向上を図り、健やかな心身を育む教育活動の充実に努めます。

(1) 次代の親づくり

課題・方向性

近年、核家族化の進行や兄弟姉妹の減少等により、乳幼児と接する機会が減少しています。そのため、子育ての知識や経験が不足している状況があります。

今後は、子どもや若者が体験や交流活動を通じて、次代の親として子どもを産み育てることの喜びや意義を感じられるよう支援・啓発を図っていきます。

事業名	1. 乳幼児との交流機会の促進
担当課	生涯教育課
事業内容と今後の方針	次代の親の育成にあたっては、各中学校・高校において保育所との交流学習を実施し、乳幼児とのふれあいの場を設けるなど、子育ての意義や家庭の大切さを理解できるよう機会の拡充を図ります。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備

課題・方向性

本町の豊かな風土を大切にした人間教育と人間性豊かな心の育成を主眼とした取組を進めていく必要があります。また、関係機関、関係者の連携によるいじめの防止や不登校への適切な対応が求められます。

今後は、地域での体験学習や学びの機会を充実させることで、子どもの心身の成長や生きる力を育成します。また、いじめの防止や不登校に対して、町の基本方針に基づく適切な対応を図ります。

事業名	1. 学校教育の充実
担当課	生涯教育課
事業内容と今後の方針	子どもたち一人ひとりの個性を伸ばし、豊かな人間性とたくましく生きる力を養えるよう成長段階に応じた教育内容の充実に努めます。 また、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着と自ら学び考える力の育成に努めます。

事業名	2. 青少年の人材育成
担当課	生涯教育課
事業内容と今後の方針	国際化が進む中、異文化との交流や体験を通じ多様な価値観を学び、広い視野で物事を見ることのできる豊かな人間性と創造性を持った人材の育成を目指し中学生及び高校生の海外派遣事業を実施していきます。

事業名	3. 保小中連携の推進
担当課	町民課 生涯教育課
事業内容と今後の方針	質の高い子育て支援を行うため、保育所と小学校及び小学校と中学校の連携・交流を促進し、保育士、学校教諭のより緊密なコミュニケーションを図り、保小中の連携を図っていきます。

事業名	4. 不登校児童・生徒対策
担当課	生涯教育課
事業内容と今後の方針	スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置し、町内の全小中学校での教育相談の充実を図り、児童・生徒が抱えている不安や悩み、いじめ、虐待などの早期発見・早期解消に努めます。今後も活動を継続し、関係機関との連携を密にし、該当児童生徒や保護者への支援を充実させていきます。

事業名	5. 体験学習事業
担当課	生涯教育課
事業内容と今後の方針	小学校や中学校では地域や各種団体などと連携した農業体験、職場体験、福祉体験、歴史・伝統文化体験などを通じて、豊かな人間性、社会性、協調性を育むなど、体験学習の充実を図ります。

事業名	6. 特別支援教育
担当課	生涯教育課
事業内容と今後の方針	障がいのある児童生徒のニーズに応じ、生活や学習上の適切な指導や必要な支援を行うため学校生活支援員を配置します。また、障がいに応じた指導を行うために特別支援学級や通級教室を該当する小中学校に設置しています。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

課題・方向性

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を踏まえて、家庭の教育力の向上を図るための取組の推進が大きな課題です。さらに、少子化の状況の中で、地域が子育て家庭に寄り添って、子どもの教育にかかわることが求められています。

今後は、町内の保育所や小学校の保護者会、PTA及び行事などを通じて、家庭教育の重要性の啓発に努めるほか、保育所、小・中学校と話し合いなどを設け相互理解を深めていくとともに、地域資源を活用した体験活動などを通じて、子どもの教育にかかわる住民や団体の活動を推進していきます。

事業名	1. 家庭の教育力の向上
担当課	生涯教育課
事業内容と今後の方針	小中学校のPTAや町PTA連合会などの活動を通じ、家庭教育について保護者が学ぶ機会を提供するとともに、保護者同士の交流、情報交換などの機会を設けます。

事業名	2. 地域の教育力の向上
担当課	生涯教育課
事業内容と今後の方針	地域住民と子どもとの交流の機会を確保し、学校・PTA・地域住民によるあいさつ運動や見守りの活動等を推進し、住民相互の信頼関係を構築しながら、地域住民による子どもの育ちの支援を推進します。

事業名	3. 愛護班活動などの推進
担当課	生涯教育課
事業内容と今後の方針	愛護班活動を通じてさまざまなレクリエーション活動や体験活動などを推進し、親子のきずなづくりや児童の健康、体力の育成・増進を図ります。

(4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進

課題・方向性

これまでの子どもたちの健全育成活動の継続とともに、パソコンやスマートフォンなどのインターネット環境の普及を踏まえた有害環境への対策が求められます。

本町においても、関係機関と連携し、ポスターの掲示など意識啓発を実施してきました。

今後も、保護者会、教育機関と連携して、現在の環境に見合った青少年の健全育成についての取組を実施していきます。

事業名	1. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
担当課	生涯教育課 保健福祉課
事業内容と今後の方針	近年、犯罪の低年齢化に加え、子どもを標的にした犯罪の増加、また、携帯電話の普及やインターネット環境の充実に伴い、大人の目の届かない部分で子どもが事件や事故に巻き込まれるケースが増加しており、より多くの人々の目で、子どもを犯罪被害から守る必要があることから、家庭、学校、地域の連携による青少年の健全育成と非行防止に努めます。



第5節 職業生活と家庭生活との両立の推進

男女雇用機会均等法の施行などを背景に女性の社会進出が進んでいる中、男女が共に仕事と家庭を両立でき、ゆとりある家庭生活の実現を図るため、働き方の見直しや多様な働き方を選択できるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について普及・啓発に努めます。

また、育児休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりについて啓発し、地域の保育機能の充実や子どもの健全育成施策を充実させ、仕事と子育ての両立支援に努めます。

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しなどの推進

課題・方向性

保護者アンケート調査の結果では、父親が育児休暇を取得した割合は、0.6%と非常に低くなっており、取得していない理由としては、「仕事が忙しかった」「配偶者が取得した」との回答が高くなっています。育児休業をはじめ、各種両立支援制度の利用を容易にする体制づくりや雰囲気づくりについて、町内事業所等への働きかけに努めるとともに、家庭や地域等における固定的な性別役割分担意識の改善等も図る必要があります。

今後は、男性の子育てへの参加を積極的に促進するため、男女共同参画の意識の醸成や、男女がともに家庭責任を担うことの重要性について理解を深め、仕事と子育ての両立ができる環境整備に向けた取組を進めるほか、職場優先の意識や固定的な性別役割分担等の意識改革を図るために広報・啓発、情報提供等を推進していきます。

事業名	1. 男女共同参画の意識づくり
担当課	企画財政課
事業内容と今後の方針	男女共同参画社会の実現に向け、固定的性別役割分担を前提とした制度や慣行の見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するために、男女共同参画計画に基づき、講演会の開催など意識啓発事業を推進します。 また、料理教室や育児教室といった生涯学習講座や保健福祉講座を開催し、パンフレットやホームページなどを活用した啓発に努めます。

事業名	2. 仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進
担当課	企画財政課
事業内容と今後の方針	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法などについて、企業・事業主などへの啓発に努めるとともに、住民に対する広報を行います。 また、従来の職場中心の意識・ライフスタイルから職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換を目指し、職場単位の講習会開催を検討します。

(2)仕事と子育ての両立支援のための体制整備などの推進

課題・方向性

すべての人が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる、多様なライフスタイルを柔軟に選択できる環境を整備するとともに、働き方の見直しを進める必要があります。

国の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、家庭・地域・企業など、社会全体で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進するため、企業や労働者に対する意識啓発や情報提供に努めます。

事業名	1. 仕事と子育ての両立支援のための体制整備などの推進
担当課	企画財政課 町民課
事業内容と今後の方針	子育て支援については、保育所施設や放課後児童クラブを主体に実施していますが、今後は、住民要望に対応し、民間活用などを視野に入れた幅広い対応により、より充実した施策について検討します。 また、関係課と連携し、利用しやすい子育て情報の提供と子育て窓口の充実や、親子で参加できるイベントの企画に努めます。



第6節 子どもの安全の確保

交通事故や犯罪などの危険から子どもを守るため、交通安全対策や防犯対策としてハード、ソフトの両面から総合的な対策を推進します。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

課題・方向性

交通安全に関する子ども自身の意識や対応能力の向上とともに、ドライバーへの意識啓発を図る必要があります。

今後も、町内の保育所や小中学校において交通安全教室を定期的に行ってまいります。

事業名	1. 交通安全教室などの実施
担当課	町民課 生涯教育課
事業内容と今後の方針	児童、生徒の安全を守るために、町内の保育所・小中学校において警察との共催による交通安全教室を実施し、正しい交通ルールを指導しており、今後も警察や関係団体などと連携・協力体制の強化を図り、交通事故防止対策を進めます。

(2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

課題・方向性

近年、全国的に子どもが被害者となる犯罪や事故が多くなっています。本町においても、子どもを犯罪などの被害から守るため、家庭・学校・地域が協力して各種施策の推進を図ることが必要です。

本町でも子どもを犯罪などの被害から守るため、住民の自主防犯活動の促進を図るとともに、関係機関との連携強化を図り、地域での見守り活動を推進し、子どもを犯罪などの被害から守る取組を実施します。

事業名	1. 見守り活動の推進
担当課	生涯教育課 保健福祉課
事業内容と今後の方針	学校付近や通学路などにおいてPTA等の学校関係者や防犯ボランティアなどの関係機関・団体と連携した見守り活動を推進します。

事業名	2. 自主防犯活動の促進
担当課	生涯教育課 保健福祉課
事業内容と今後の方針	住民の自主防犯活動を促進するため、犯罪などに関する情報の提供を推進します。

事業名	3. 「まもるくんの家」など防犯ボランティア活動の支援
担当課	生涯教育課 保健福祉課
事業内容と今後の方針	子どもが危険を感じたときや、困ったことが起きたときの緊急避難場所である「まもるくんの家」登録家庭などと連携して、さらに防犯ボランティア活動の支援を行います。

(3) 犯罪、いじめなどにより被害を受けた子どもの立ち直り支援

課題・方向性

子どもが被害者となる犯罪や事故を未然に防止することはもちろん大切ですが、不幸にして犯罪・いじめ・児童虐待などにより被害を受けた子どもに対しては、その精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや保護者に対する助言など学校などの関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要です。

本町でも被害を受けた子どもの相談体制の充実など個々の子どもに応じた支援を図っていきます。

事業名	1. 相談体制の充実
担当課	生涯教育課 保健福祉課 町民課
事業内容と今後の方針	被害を受けた子どもの早期発見・早期対応に努めるとともに、犯罪・いじめ・虐待などにより被害を受けた子どもの立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや保護者への助言など、関係機関と連携した体制整備を推進していきます。

第7節 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

ひとり親家庭などの自立支援、児童虐待の防止、さらには障がい児及びその家庭への支援など、保護を必要とする子どもや家庭のための各種施策を推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

課題・方向性

児童虐待については、未然に防止し、早期発見・早期対応が大切です。悩みに対する早期の個別対応とともに、関係機関、関係者の連携による予防と発生後の適切な対応が求められます。

本町でも子育て家庭の孤立感・不安の解消に向けた取組を進めるため、地域が一体となって虐待防止のネットワークの構築を図り、保健・福祉・教育の担当部署と医療や司法等の関係機関、団体等と連携を強化し、虐待の予防、発生後の適切な対応につなげていきます。

事業名	1. 虐待防止ネットワークの構築
担当課	町民課 生涯教育課 保健福祉課
事業内容と今後の方針	行政・町民・警察・教育関係者などが一体となって地域でのネットワークづくりに取り組み、地域や関係諸機関との連携を強化し、養育支援の必要な家庭把握に努め、訪問指導を行うなど必要な支援を行っていきます。

事業名	2. 児童虐待防止対策の充実
担当課	町民課 生涯教育課 保健福祉課
事業内容と今後の方針	<p>児童虐待の発生を予防するため、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも、最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業の強化を図ります。</p> <p>また、虐待の早期発見・早期対応を進めるため、児童虐待に着目した福祉・保健教育業務における取組の充実や民生児童委員・主任児童委員の積極的な活動を推進します。</p> <p>さらに、家庭児童相談員などによる児童虐待に関する相談、指導体制の充実を図ります。</p>

(2)ひとり親家庭などへの自立支援の推進

課題・方向性

近年増加傾向にあるひとり親家庭に対する経済的支援や就労支援などについて、関係機関と連携して取組の充実を図ることが課題となっています。

町としては、ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るため、各種福祉サービスの展開と自立・就業の支援を主眼に、子育てや生活支援・経済的支援など総合的な対策を推進します。

事業名	1. ひとり親家庭などへの自立支援の推進
担当課	町民課
事業内容と今後の方針	子どもの最善の利益を考慮した上で、保護者の負担軽減や生活へのサポートを目的として児童扶養手当の支給を行います。

事業名	2. ひとり親家庭への相談対応の推進
担当課	町民課 保健福祉課
事業内容と今後の方針	ひとり親家庭における児童の健全な育成を支援するため、民生児童委員・主任児童委員及び母子・父子自立支援員との連携を密にして生活指導や相談対応を行います。

事業名	3. ひとり親家庭への就労支援
担当課	町民課 保健福祉課
事業内容と今後の方針	安定した生活環境を確保していくため、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、ひとり親家庭への就労に関する相談や就労支援を行います。

(3) 障がい児施策の充実

課題・方向性

障がい児や発達支援を要する子どもへの早期発見・早期支援の充実に向けて「気になる」段階から、発達段階に応じた適切な発達支援を切れ目なく断続的・計画的に提供する体制づくりが課題です。

本町でも発育・発達相談体制の整備充実、早期療育体制の充実に努め、子どもの心身の発達に心配のある保護者に対して、発達支援にかかわるさまざまな機関が相互に連携を図りながら発達段階に応じた適切な助言指導に努めます。

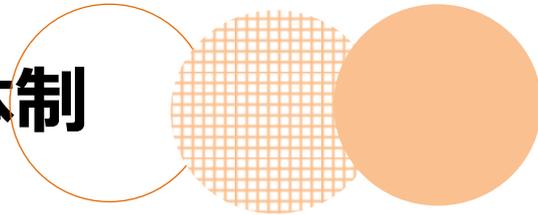
事業名	1. 障がい児保育の充実
担当課	町民課
事業内容と今後の方針	障がい児を受け入れている保育所では職員の加配を行い、他の児童との集団生活を通じて発達を支援していきます。今後も研修等を通じて職員の資質向上を図るとともに、保護者や関係機関と連携して必要な支援を行います。

事業名	2. 療育体制の整備
担当課	保健福祉課
事業内容と今後の方針	障がい児に対する療育体制を整備するために、保健・医療・福祉・教育などの連携の強化を図ります。

事業名	3. 特別児童扶養手当の支給
担当課	町民課
事業内容と今後の方針	身体又は精神に障がいのある児童（20歳未満）を監護している方に対して手当が支給されます。今後も保健師等と連携し制度周知等に努めます。

事業名	4. 障害福祉サービスの提供
担当課	保健福祉課
事業内容と今後の方針	障がいのある児童に対して、身近な地域で支援を提供する児童発達支援、放課後や長期休業中の就学している障がい児をサポートする放課後等デイサービスを行っています。関係機関や施設と連携しながら適切なサービスの提供を行います。

第5章 推進体制



第1節 鬼北町内での役割分担

本計画の基本的な視点である「子どもの育ちを第一に考えること」を踏まえながら、円滑に各施策を推進していくためには、保護者が子育てについての第一義的責任を有していることを前提としつつ、町内のあらゆる方・団体が本計画の基本理念とその考え方を共有し、その上で各々の役割を果たすことが重要です。

(1) 保護者の役割

子育て・子育ちに第一の責任を負う保護者は、子どもの行動や人格の形成に最も大きな影響を与えます。そのため、常にコミュニケーションを図り、家族のきずなや家庭でのふれあいを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとなるように努めていきます。

子育てを通じて、自らも保護者としての役割を学び、人として成長しながら、子どもが基本的な生活習慣や社会のルールなどを学んでいくお手本となります。

家庭内だけでなく、子どもと一緒に地域のイベントなどに参加することによって、地域の中でのつながりを持って子育てを行っていきます。

(2) 住民(地域)の役割

子どもの豊かな感性・人間性が、隣近所や地域社会とのつながりによって育まれることをしっかりと認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援事業の重要性について関心を深め、地域における子育て支援に積極的にかかわっていきます。

子どもを虐待やいじめ、非行・犯罪から守るために、普段から子育て家庭との関係性を深めるとともに、安心して子育てができるまちづくりに努めます。

(3) 鬼北町の役割

本計画に記載した子ども・子育て支援事業にかかわる施策を推進していきます。

施策の推進にあたっては、国や県その他関係機関と連携を深め、協働して取り組みます。

住民・子育て支援団体・学校や保育所などの教育・保育提供施設が自主的に子ども・子育て支援にかかわる事業に取り組めるように、必要な支援と連携の促進を図ります。

(4)子育て支援団体などの役割

地域の特性を活かした子育て支援に関する活動を行っていきます。

鬼北町や住民、事業者及び学校や保育所などの教育・保育提供施設と連携を深め、協働することによって、地域における子ども・子育て支援の拡充に努めていきます。

子どもとその保護者が地域の中でのつながりができるよう、地域のイベントやボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

(5)事業者・職域の役割

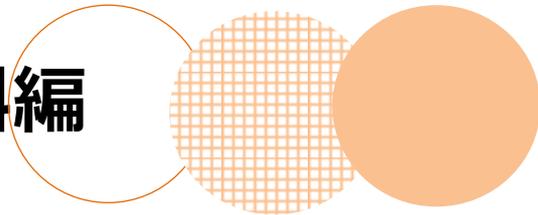
事業活動が子育てに及ぼす影響の大きさを十分に認識し、就業者である保護者が子どもと過ごす時間を十分に確保できるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた職場環境を整備していきます。

(6)教育・保育提供施設の役割

子どもが多く時間を過ごす教育・保育提供施設において、集団生活のなかでルールや基本的な生活習慣、豊かな人間性などを身につけることができるように取り組んでいきます。

本計画に沿って実施される子ども・子育て支援事業にかかわる施策について、十分に理解し、自らも鬼北町や関係機関と連携して子ども・子育て支援に関する活動に取り組んでいきます。

第 6 章 資料編



第1節 鬼北町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、鬼北町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務
- (2) 児童福祉に関する事務のうち、子ども・子育て会議で調査審議することが適当と認められる事務

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

2 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

2 子ども・子育て会議は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。
(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、
会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかか
わらず、平成27年3月31日までとする。

第2節 鬼北町子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	所属	分類	備考
1	河野 あかね	保護者代表(保育所)	法第6条第2項に規定する 保護者	
2	五百木 千絵	保護者代表(小学校)	〃	
3	織田 多恵	子育て支援センター支援員	子育て支援に関する事業の 従事者	
4	伊井 由美	放課後児童クラブ指導員	〃	
5	芝 ふみ子	保育所	〃	
6	二宮 優子	保育所	〃	
7	芝 慶三	鬼北町立小・中学校長会会長	学識経験者	
8	筒井 亀	主任児童委員	〃	
9	古用 悦子	主任児童委員	〃	
10	城平 美和子	主任児童委員	〃	
11	松浦 美智子	町保健師	関係行政機関の職員	
12	芝田 正文	副町長	〃	

鬼北町子ども・子育て支援事業計画

発行：鬼北町 町民課 児童福祉係

発行年月：平成 27 年 3 月

〒798-1395 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永 800-1

TEL：0895-45-1111(内線 2117)